

水産振興

農林漁業成長産業化ファンド - その仕組みと活用事例 -

A-FIVE

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

マネージングディレクター 平野 智 巳

第 610 号

(第52巻 第10号)

編 集
発 行

一般財団法人 東京水産振興会

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的な見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともにその総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処以、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和42年7月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

農林漁業成長産業化ファンド —その仕組みと活用事例—

第610号

はじめに.....	1
1 「6次産業」・「6次産業化」とは	6
2 六次産業化・地産地消法の制定.....	11
3 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の制定と機構の設立.....	13
4 全国にサブファンドを展開.....	15
5 A-FIVEによる支援の基本スキーム	16
6 ファンドを活用する意義・メリット.....	22
7 総合化事業計画の立案・策定.....	27
8 支援基準.....	30
9 ファンドの相談から出資までの流れ.....	32
10 水産案件の紹介	37
11 A-FIVEの出資状況(全案件)	48
12 6次産業化以外の取組に対する支援(出資)	55
サブファンド一覧.....	58

ひらのともみ
平野智巳

【略歴】

▷1986年横浜国立大学工学部船舶海洋工学科卒、同年農林水産省入省、水産庁漁船課に配属。その後、外務省在マダガスカル日本国大使館(政府開発援助)、水産庁国際課海外漁業協力室、科学技術庁(現文部科学省)研究開発局海洋地球課、水産庁管理課(漁船管理・漁船法改正)、同企画課(動向分析・水産白書)、同水産経営課(漁協の合併・経営改善)、日本小型船舶検査機構(調査・企画)、水産庁研究指導課(総括)、環境省海洋環境室長を経て現職。

農林漁業成長産業化ファンド

－その仕組みと活用事例－



A-FIVE

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

マネージングディレクター 平野 智巳

はじめに

農林漁業成長産業化支援機構は、平成 24 年 8 月に「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が第 180 回通常国会で可決成立したことを受けて、平成 25 年 2 月に農林漁業者の 6 次産業化の取組を支援する官民ファンドとして事業を開始した。

それから 5 年半が経過し、その間に出資した先は約 130 件になるが、そのうち水産業案件は約 20 件にとどまっており、水産業分野においてはまだまだ活用の余地があると感じている。

そんな折、東京水産振興会から「水産振興」で農林漁業成長産業化ファンドを広く紹介してはいかがか、とのありがたいご提案をいただいた。

さっそくだが、まずは当機構の支援先を 1 件紹介するところから始めていきたい。

次ページは農林漁業成長産業化ファンドを活用して設立された沖縄栽培水産（株）の紹介パンフレットである。

言うまでもないが、農産物、水産物の多くは収穫、漁獲できる時期が限られ季節により供給量が大きく変動するため、市場価格も大きく変動するという特性があり、クルマエビも例外ではない。冷凍保存して市場への供給を調整するという手もあるが、通常の冷凍だと凍結時に食品内の水分が



まるで活き海老。 冷凍技術と南の養殖場が 叶えた、車海老の通年提供。

国産と味にこだわりながら
業界の常識を覆した安定供給

沖縄栽培水産が冷凍事業に足を踏み入れたのは、7〜8年前の車海老の大幅な価格低下がきっかけだった。当時は苦肉の策だったが、国産へのこだわりや、納品数と納品日の確約というメリットが次第に注目を浴び、大きなマーケットを掘り起こした。さらに業界初の「プロトン凍結」の導入も、追い風となった。これは凍結時の氷核生成に作用し小さな氷結晶を作り、食品細胞の破壊を防ぐ次世代の凍結技術である。それまで、冷凍海老の流通のほとんどを占めていた中国産よりも高品質で、活き海老とも遜色ない美味しさに、某有名ホテルの料理長も驚いたという。

冷凍車海老の主な顧客は、大手百貨店のおせちや結婚式のメニューなど、ある程度数のを必ず揃えなければならぬ現場である。従来は車海老業界において、商品が完納されるか否かは、その時の水揚げに左右される確実性の無いものだった。そんな中、通年いつでも数量をそろえ、活き海老にも劣らない味を提供できる点は、最大の強みなのだ。



次世代技術の「プロトン凍結」は、解凍時のドリップ量をおさえ、活き海老と変わらない品質を保つ。



与那国島での生産を開始 次のマーケットは世界へ

車海老の生産シーズンは緯度で決まる。つまり緯度をずらすと、より多くの水揚げが可能となるのだ。通年の安定供給のためには、既存の北九州、瀬戸内以外の暖かい場所になんとしても養殖場を設けなければならない。そう考えた社長、尾崎氏が沖縄県へ積極的に働きかけた結果、与那国島の漁協と話がまとまり、2013年南部での第一歩を歩み始めることに成功した。

現在、親会社の拓水と沖縄栽培水産の養殖場は合わせて6カ所、グループ会社全体で、年間出荷量は200トン以上にはなる。今後の事業拡大としては海外輸出を考慮しており、その鍵にさがる南部での生産規模の拡大にも意欲的だ。さらに、(独)水産総合研究センターとの共同開発や、車海老の選抜育種を含めた新しい事業にも取り組み始めている。業界をリードし続ける沖縄栽培水産の動向に、今後も注目していきたい。



温暖な環境は、良質な母海老を育成するのに最適。



水揚げされた車海老は、熟練の目で手早く6種類のサイズに選別。



早朝の水揚げ後に選別、活き海老での出荷用と冷凍用に分けられる。

箱詰めされた活き車海老は10時には出荷。すぐに築地市場へ空輸される。



冷凍された車海老は真空パックにして、丁寧に梱包され、一年を通して全国各地へ届けられる。



沖縄栽培水産 株式会社
代表取締役 尾崎 健一

2006年より冷凍事業に着手し、沖縄栽培水産(株)を設立。業界で初めて「プロトン凍結」技術を取り入れ、高品質な冷凍車海老の通年提供を実現させた。現在も、全国各地の養殖場との業務提携や新たな事業場の開拓など、積極的に取り組んでいる。



沖縄栽培水産の冷凍車海老は、活き海老のような美味しさが評判だ。



沖縄栽培水産 株式会社

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国3536
TEL:0980-87-3183 FAX:0980-87-3184

2015年1月現在

大きな氷の結晶になって食材の細胞が壊れてしまい、解凍時にドリップが出るなどして品質が低下してしまうという問題がある。このため、特に高級食材であるクルマエビは、ほとんどが低温状態にしてオガクズなどとともに箱詰めした活エビの状態出荷されるが、それだと保存ができないため、オフシーズンの供給や結婚式場などの大口需要先への安定供給が難しいという問題がある。

そこで、年間を通じて品質を落とさずに安定供給する良い方法はないものかと考えたクルマエビ養殖大手（株）拓水の尾崎社長が着目したのは、食材の細胞の破壊を防ぐことができるプロトン凍結。その導入に加えて水温が高い与那国島で養殖を開始し、同社の山口県、九州の事業場と収穫・出荷時期をずらすことでクルマエビの通年安定供給を実現しようと考え、そのプロジェクトの実施事業体として、（株）拓水と飼料供給や収穫したクルマエビの販売で協力するパートナーとなる（株）オザキが共同で出資し、新たに設立したのが沖縄栽培水産（株）である。

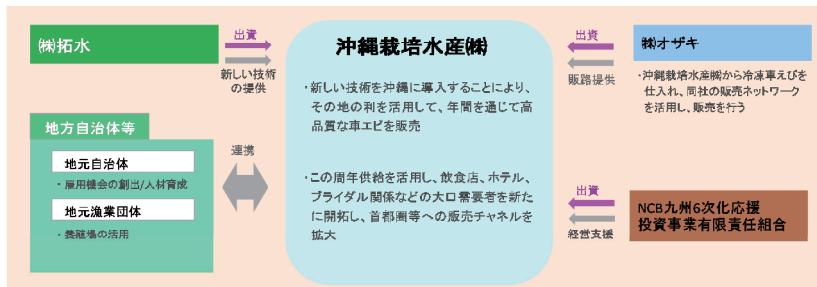
そして、この取組を支援するため、農林漁業成長産業化ファンドのサブファンドである NCB 九州 6 次化応援ファンド（運営主体は NCB リサーチ & コンサルティング、主要出資者は西日本シティ銀行）が資本金の 1/2 を出資した。

出資同意案件（平成25年9月2日 同意決定）

沖縄車えび周年販売プロジェクト

新しい技術を沖縄県与那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大。

事業者：沖縄栽培水産株式会社 所在地：沖縄県八重山郡与那国町
出資決定時期：平成25年9月 出資決定額：40百万円 サブファンド*：NCB九州6次化応援投資事業有責任組合



離島の産業育成

地域の雇用拡大

未利用地域資源の活用

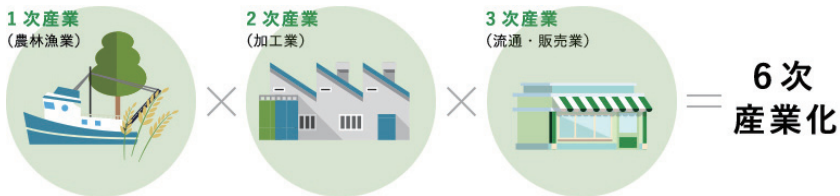
国内の養殖車えびの高付加価値の販売拡大

* 「株式会社森林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、機構が地域金融機関等と組成。機構が50%を出資。

5

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved

1 「6次産業」・「6次産業化」とは



「6次産業」とは、農林漁業者が農産物、畜産物、水産物の生産（1次産業）だけでなく、それを原材料とする食品加工（2次産業）や流通・販売・サービス業（3次産業）も展開している経営形態のことを指す言葉であり、「6次産業化」とは、そのような経営多角化を図る取組を指す。それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうというわけである。

「6次産業化」という言葉が浸透する前から水産業においても6次産業化の取組は幅広く行われていた。

ずいぶん前の話で恐縮だが、私は平成16年度、17年度及び18年度の水産白書の作成に携わった。その概要はこの「水産振興」でも紹介させていただいたが、水産白書は毎年テーマを変えて特集を組むことが慣例となっており、平成17年度の特集では「消費者ニーズに応える産地の挑戦」と題して、多様化する消費者ニーズや流通構造に対応するため様々なことに挑戦する産地の取組事例を紹介した。

当時はまだ「6次産業化」という言葉は浸透していなかったように思うが、白書で紹介した事例のうち漁業者や漁協等の漁業者団体が取り組んでいるものの多くは、今で言う6次産業化である。

冒頭紹介した沖縄栽培水産（株）の取組も6次産業化であるが、平成17年度水産白書に掲載した事例もいくつか引用して例示しよう。

【販路開拓の事例】

（例1）A漁協の産地市場においても、消費地側の低価格圧力や買受人が限られることによる競争の停滞によって、魚価の低迷が続いていました。そこで、市場に頼らず自ら消費者に売り込もうと、まずは、福島県の宿泊施設への営業から始めました。次に、後に紹介する「にっぽん地魚紀行」と提携する機会を得て消費者に対するインターネット販売を始めました。そして今は、首都圏に展開する居酒屋チェーンや大手スーパーマーケット、地元福島県や山形県の生協などと直接取引しています。（中略）

新規販路による漁協直売の鮮魚は、産地市場の価格より3割高い価格で組合員から買い取っていますので、漁業者の収入も確実に増えています。その取扱量は既にA漁協の水揚げ全体の約1割に達しています。（以下略）

【産地直売施設・海鮮レストランの事例】

（例2）平成14年、賀露港（鳥取港）に海鮮市場「かろいち」がオープンしました。隣接する「とっとり賀露かっこ館」（かに博物館）とともに、地元名産「松葉ガニ」をはじめ、イカ、ヒラメなどの地場の海産物を活用した新たな観光拠点として整備されたもので、鳥取県漁協によって賀露港に水揚げされたばかりの魚介類が販売されています。海鮮レストランも併設されており、新鮮な地魚を素材とした料理を楽しむこともできます。ねらいどおり「安くて新鮮」を求める人で常に賑わっており、オープンから2年目で年間売上高目標の10億円、年間来客数目標の50万人をともに達成しました。

海鮮市場「かろいち」のねらいは観光化ばかりではありません。むしろ、地元の海産物を地元の人に安く提供することを基本理念としており、農協により新鮮野菜も販売しており、地元住民の台所の役割も果たしています。

（他に産地直売施設の開設事例として「萩しーまーと」（山口県）、「おさかなランド」（大分県）を、海鮮レストランの開設事例として「ばんや」（千葉県）、「港の駅めいつ」（宮崎県）を紹介。

【新商品の開発・生産の事例】

(例3) I漁協では、小鯛が混獲されないよう資源管理に気を遣っていますが、やむを得ず混獲されてしまったもの（そのままでは商品価値はほとんどない）を無駄にしないように、家庭でイリコ（小魚を塩水でゆでて干しあげたものでダシを取るのに用いる）に加工して消費していました。ところが、同漁協のある支所の女性部がこれを商品化し、漁協の直販店「お魚市場」で売り出したところ好評で、一気に小鯛の価値が高まりました。

(他にJ漁協婦人部の「イカナゴのくぎ煮」を紹介。)

【加工品生産、産地直売施設、販路開拓の複合事例】

(例4) 八幡浜市を拠点とする沖合底びき網漁船は、かつては50隻以上ありましたが、沖合漁業の衰退が続き、現在はわずかに3統6隻にまで減少してしまいました。そのうちの1統2隻を運用するB社は、水揚げした魚介類をより鮮度の良い状態で、しかも低価格で消費者・事業者に提供するためには、既存の流通ルート任せにせず自ら販売を手がける必要があると判断し、平成3年から新規販路の開拓に取り組みました。

魚を丸のまま買って家庭でさばく消費者が少数派になる中で、水産市場前に小売店を出店し、自らの漁獲物を三枚おろしや切り身、一夜干しに加工して販売することから始めることで、消費者ニーズへの対応と付加価値の向上を図りました。次に、地元や近隣の病院や高齢者施設への食材納入を始めました。高齢者施設向けは、食べやすい小さめの切り身に加工した上で納入するなど、各々のニーズに応じた対応を行っており、地産地消にも一役買っています。

平成11年からは、インターネットを活用して、一般個人や首都圏の料理店への鮮魚や加工品の直販事業も展開しています。最近では、トロール漁業で獲れるカサゴやカレイ系の白身魚を素材にすることが多い西洋レスト

ランに販路を拡大中です。操業中の漁船からの漁獲情報を元に、水揚げ前に取引先に入荷情報を配信し、あらかじめ注文を取って、水揚げ後直ちに発送することで、新鮮な魚介類を効率よく配送しています。需要者と双方向のコミュニケーションを図ることで、魚種や鮮度に関するニーズにきめ細かに対応したり、通常の市場ルートでは流通しにくい少量品種の利用を提案することも可能となっています。(以下略)

【海外市場開拓の事例】

(例5) 豊漁による産地価格の暴落に頭を悩ませていたL漁連では、価格の安定を図る目的で、秋鮭の中国向け輸出を強化しています。欧米における健康志向と天然物への人気による需要増加を背景に、日本から輸出されたサケの大半は加工後に北米やEUに再輸出されていますが、最近では、中国沿岸部における高所得者の増加を背景に、中国国内の水産物需要も増えており、ホタテガイ、ホッケ、サンマなどの中国市場開拓も進めています。

(例6) 遠洋まき網漁業の基地となっている長崎県松浦市の水産関係団体は、16年から中国大連向け輸出に力を入れています。17年は大連で海洋食品健康文化交流会を開催しアジ、サバの料理講習を行ったり、大連海洋漁業会社の要人を招聘して交流を深めました。大連に輸出しているのは、地元松浦では食用として消費されていますが、流通コスト等の事情により日本では国内消費地まで届かない小型のアジ、サバです。

(平成17年度水産白書からの引用ここまで)

以上のように、現在、6次産業と呼ばれる活動は、農林水産業に加えて小売業者や消費者への直売(インターネットを活用した通販(いわゆるeコマース)等も含まれる。)を行う、海外市場を開拓する(輸出の取組)、産地直売施設を開設して直売を行う、海鮮レストランを開設・運営する、

新たな加工商品の開発・生産を行うなど多岐にわたる。

なお、水産白書では以上のほか、水産加工業者や水産物卸売業者による取組もいくつか紹介したが、農林漁業成長産業化ファンドによる支援対象は農林漁業者等（「等」は農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっている法人）であるため、漁業者又は漁協等の漁業者団体が主体となっている取組に限定して引用した。

2 六次産業化・地産地消法の制定

紆余曲折を経て地産地消法との合体法として成立

農林漁業成長産業化ファンドの説明に入る前に、まず、背景にある関係法令の概要を紹介したい。

平成 22 年 12 月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が公布され、平成 23 年 3 月 1 日に施行された。

この法律は、平成 22 年 3 月に政府から法案が提出された当初は「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」という名称であった。当時は鳩山内閣率いる民主党政権下であり、民主党の政策を反映した法案であった。

他方、同年 5 月、当時は野党であった自由民主党の議員から対案として「国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案」が国会に提出された。

両法案とも提出された第 174 回通常国会においては成立せず継続審議とされ、与野党間で協議・調整が行われた結果、第 176 回臨時国会の衆議院審議において、政府提案の六次産業化法案と自由民主党議員提案の地産地消法案の 2 法案を束ねて 1 本の法案とされた（形式的には六次産業化法案に地産地消法案の内容を取り入れた上で地産地消法案を撤回）のであるが、法案の名称については単純に「六次産業化」と「地産地消」を合体した名称とはならず、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律案」とされた上で参議院に付託され、平成 22 年 11 月 26 日に可決成立した。

しかし、以上の経緯から、前半の「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」が六次産業化を、後半の「地域の農林水産物の利用促進」が地産地消を指していることは明らかであり、農林水産省ではこの

法律の略称を「六次産業化・地産地消法」としているのので、本稿でも同じ略称を使用する。

また、同法では6次産業化を「農林漁業及び関連事業の総合化」と、農林漁業者等がこれを行う事業を「総合化事業」とネーミングした上でそれぞれを定義しているのので、本稿でも、六次産業化・地産地消法上の6次産業化及びその事業を指す場合には、それぞれ「総合化」及び「総合化事業」という。

農林水産大臣の認定を受けた総合化事業計画に対して融資の特例や補助金等の支援を実施

この法律による6次産業化の促進の仕組みであるが、簡単に記すと次のとおりである。

- ① 農林水産大臣が「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針」を定める。
- ② 総合化に取り組もうとする農林漁業者等は総合化事業計画を策定し、農林水産大臣に認定の申請をする。
- ③ ②の認定の申請を受けた農林水産大臣は、その総合化事業計画が①の基本方針に照らし適切なものである等の要件を満たしている場合には、その計画を認定する。
- ④ ③の認定を受けた総合化事業計画については、農業改良資金融通法等の特例（償還期限・据置期間の延長等）、農地法の特例（農地転用手続きの簡素化）、野菜生産出荷安定法の特例（リレー出荷支援）等の支援措置の対象となるほか、各種関連補助金等による支援対象ともなる。そして、農林漁業成長産業化ファンドも、この総合化事業計画の認定を要件とする6次産業化支援施策の一つである。

3 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の制定と機構の設立

6次産業化を促進する官民ファンドとして平成25年2月に開業
略称はA-FIVE（エーファイブ）

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

商号	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
英名	Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE)
取締役会長	堀 紘一
代表取締役社長	光増 安弘
主たる事務所	東京都千代田区麹町2-1 PMO半蔵門5階
開業日	平成25年2月1日
根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
出資金	319億円(政府出資300億円、民間出資19億円)
民間株主	カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社、キュービー株式会社、株式会社商工組合中央金庫、日清製粉株式会社、野村ホールディングス株式会社、明治安田生命保険相互会社、トヨタ自動車株式会社
URL	http://www.a-five-j.co.jp/

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved

農林漁業成長産業化ファンドは、民間が取ることが難しいリスクマネーを供給することで民間の投資を誘発し（呼水効果）、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出を図ることを目的とした官民ファンドの一つであり、6次産業化に取り組む事業体（以下「6次産業化事業体」という。）に対する出資が主たる支援手法である。

実は、農林漁業成長産業化ファンドは、六次産業化・地産地消法が制定された時点ではまだできておらず、後から追加的に整備された支援制度である。

六次産業化・地産地消法の施行から約1年後の平成24年2月、このファンド設立のための「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」が第180回通常国会に提出され、同年8月に成立、9月に公布、12月に施行された。

そして、翌平成25年の2月1日、政府から300億円、民間企業11社から18億円、合計318億円の出資により株式会社農林漁業成長産業化支援機構が開業するに至った（後に民間企業からの増資があり最終的な出資額は319億円）。

英名は「**A**griculture, forestry and fisheries **F**und corporation for **I**nnovation, **V**alue-chain and **E**xpansion **J**apan」であり、その頭文字をとった「A-FIVE」（エーファイブ）という略称で呼ばれている。以下、本稿でも「A-FIVE」という。

4 全国にサブファンドを展開

A-FIVEは東京に事務所があるのみで支社や支店はないのだが、全国津々浦々の農林漁業者に対する支援を東京の一拠点のみですべて行うことは現実的ではない。また、地域性や多様性に富んだ全国各地の農林漁業の特性を活かして地域の活性化を図るためには、それぞれの地域の事情に精通したパートナーの協力が重要である。

そこでA-FIVEは、全国各地の地域金融機関等とともに、6次産業化事業体への出資等を行うサブファンドを投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）に基づく投資事業有限責任組合として設立しており、その数は平成30年10月1日時点で45組合となっている。

各サブファンドは、責任が出資した金額のみに限定される有限責任組合員（Limited Partner。以下「LP」という。）と、ファンドの業務を執行し、その責任範囲が必ずしも出資金額に限定されない無限責任組合員（General Partner。以下「GP」という。）とで構成されるが、A-FIVEはこれらすべてにLPとして参加し、サブファンドが6次産業化事業体に出資する際、その1/2を拠出する（キャピタルコール方式を採っている）。

残り1/2はA-FIVEとともにLPとしてサブファンドを設立した地域金融機関等及びGP（多くは主要LPのグループ企業が行っている。）が拠出する仕組みであり、それによって民間の投資を活性化させるという官民ファンドの呼水効果が発揮される形となっている。

ただし、地域や事業分野の特殊性から適切なサブファンドが存在しない、販売先が広域にわたる、事業効果が広範に及ぶなど、サブファンドに委ねることが適切でないと判断される案件については、サブファンドを介さずにA-FIVEが直接出資することもある。

巻末にサブファンド一覧を掲載する。

5 A-FIVE による支援の基本スキーム

6次産業化の取組に対する支援スキーム

(1)支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

6次産業化事業体:

- ① 農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体
- ② 農林漁業を行う法人(農業法人等)

※ ①の場合は、農林漁業者等の議決権がパートナー企業の議決権を上回ることが条件。

(2)支援条件

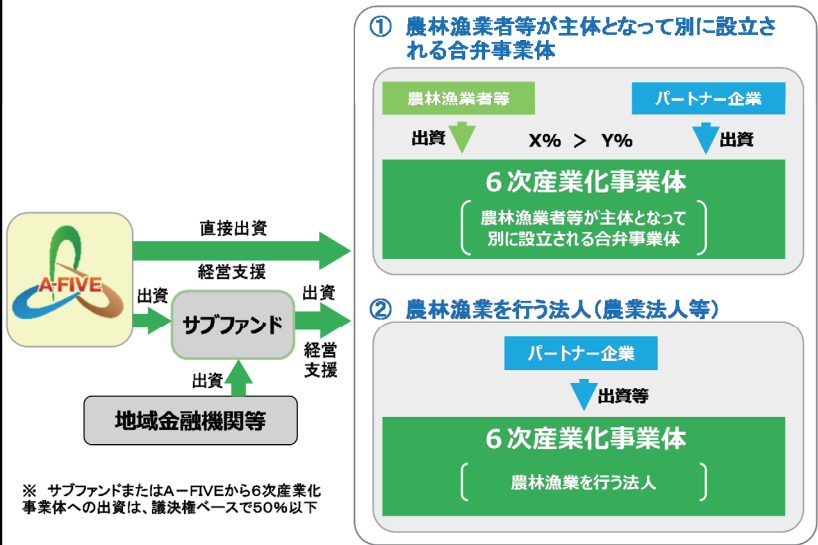
出資比率:議決権ベースで**50%以下** 投資期間:**最大15年**

(3)要件

- ① 6次産業化・地産地消法に基づき、農林水産大臣から計画認定を受けること
- ② A-FIVEによる投資の妥当性の検証を経ること

(4)エグジットについて

- 6次産業化事業体におけるエグジットについては、「農林漁業者の意向・事業体の持続的発展」に配慮し、(i)6次産業化事業体への譲渡(自社株買い)、(ii)既存株主への譲渡、(iii)第三者への譲渡の方法による。
- いずれのエグジット方法を優先するか、またその際の価格算定方法については事前に(投資契約書にて)同意を形成した上で、投資を実行。



次に、出資の対象となる6次産業化事業体であるが、前頁の図に示したとおり2つの形態がある。

一つは、これが基本形であるが、①農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体であり、農林漁業者等（1次産業）とパートナー事業者（2次・3次産業）が共同で出資し新たに総合化事業に取り組む会社を設立し、それに対してファンドが出資する形態である。（後述するが、パートナーの出資を伴わず農林漁業者単独で設立する別会社に出資することも可能。）

もう一つは、②農林漁業を行う法人（農業法人等）であり、既存の農林漁業（1次産業）を行う法人（既に何らかの6次産業に取り組んでいる法人を含む。）が新たに総合化事業に取り組む場合に、その法人に対してファンドが出資する形態である。

5-1 6次産業化事業体①—農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体

農林漁業者（1次産業）とパートナー事業者（2次・3次産業）とが共同で6次産業化に取り組む合弁会社を設立し、パートナー企業の招へい・連携の受け皿にするとともに、本業（1次産業）へのリスクを遮断

まず、一つ目の合弁会社について説明する。

農林漁業者等が新たに6次産業化に取り組もうとしても、加工・製造や販路開拓・マーケティングのノウハウの不足により、単独での取組は困難が想定される。そこで、加工や流通業の事業者（パートナー）と組んで、自ら生産した農林水産物の加工や販売を行う合弁会社を設立するのである。それによって農林水産物の供給先を確保し、その価格にも主体的に関与することができるようになる。パートナー事業者もまた、合弁会社を通じて、必要とする農林水産物の安定的な調達が可能となるほか、地域の農

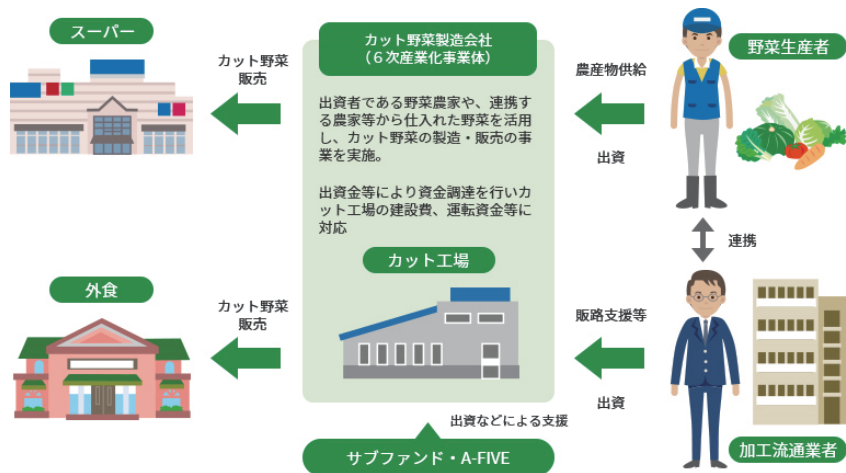
林水産物についての知見を深め、それを活かした商品開発や販売が可能となる。特定の生産者による高品質な原材料を用いることで商品やメニューの差別化も可能となろう。両者がそういう Win-Win の関係を構築して取り組むことを前提としたスキームである。

この合弁会社の出資比率（議決権ベース）は、農林漁業者がパートナー事業者よりも多くなければならない（図には「 $X\% > Y\%$ 」と表記）。これは、ファンドの支援対象（出資対象）である「農林漁業者等」が「農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）」と定義されている（六次産業化・地産地消法第3条第1項）ため、支援対象となる合弁会社が「農林漁業者が主たる出資者となっている法人」でなければならず、「主たる出資者」については、ファンドの出資前において議決権の1/2超を有することとされているからである。

そうすると、ファンドの出資は原則として議決権割合ベースで50%までとされているので、ファンドが上限の50%を出資する場合には、農林漁業者の出資比率は25%超（ファンド出資後）となる必要がある。

しかし、農林漁業者が25%超を出資することが難しい場合であっても、無議決権株式等を併用して農林漁業者の議決権が25%超になるようにする、出資金（資本金）で不足する資金については資本金劣後ローン（融資ではあるが自己資本の一部とみなされる。）を併用する、さらにレバレッジ効果（「6 ファンドを活用する意義・メリット」の項参照）を利用して銀行や日本政策金融公庫の融資も併用するなど、事業資金を確保する方法はいろいろある。

■ 合併会社を設立して6次産業化に取り組む形態のイメージ



合併会社ではなく農林漁業者単独で6次産業化事業体を設立することも可能

農林漁業者等が既に6次産業化のノウハウを有しており（加工度が低い場合を含む。）パートナーを必要としない場合、あるいはパートナーは受委託等により事業に参画するが出資はしないという場合には、合併会社ではなく、農林漁業者が単独で6次産業化事業体を設立して取り組むケースもある。その場合には、ファンドの出資は50%までなので、残りの50%（以上）を農林漁業者等が出資することとなる。

5-2 6次産業化事業体②—農林漁業を行う法人

自ら6次産業化に取り組む既存の農林漁業法人への出資も可能

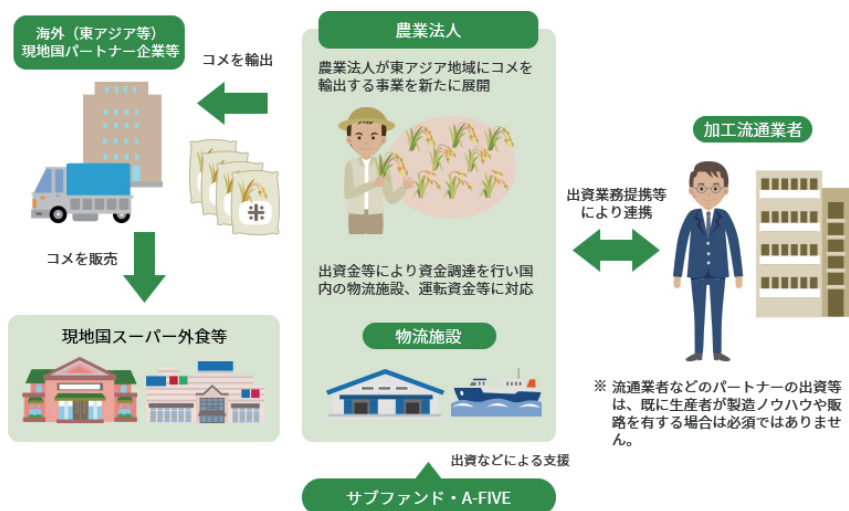
もう一つは、既存の農林漁業（1次産業）を行う法人が自ら6次産業化事業体として総合化事業に取り組む形態である。

この仕組みは、農林漁業成長産業化ファンドが創設された当初はなかつ

たのだが、わざわざ別法人を設立しなくても既存の法人でできるようにして欲しいという要望に応えるため、平成29年5月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（農林水産省告示）を改正してできた仕組みである。ただし「その農林漁業を行う法人が自ら（支援の）対象事業活動を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合」という条件がある。また、ファンドの出資は、原則として、総合化事業計画の認定を受けた6次産業化に必要な資金に限られる。

この形態の場合には、別法人を新たに設立、運営するための経費が軽減され、同一経営体の中で農林漁業の生産活動と併せて6次産業化事業を行うことで一体的な経営管理が可能となる、農林漁業者が必ずしも追加的な出資を行う必要がないといったメリットがあるが、その農林漁業法人自体が6次産業化の新規事業のリスクを負うことになることに留意する必要がある。

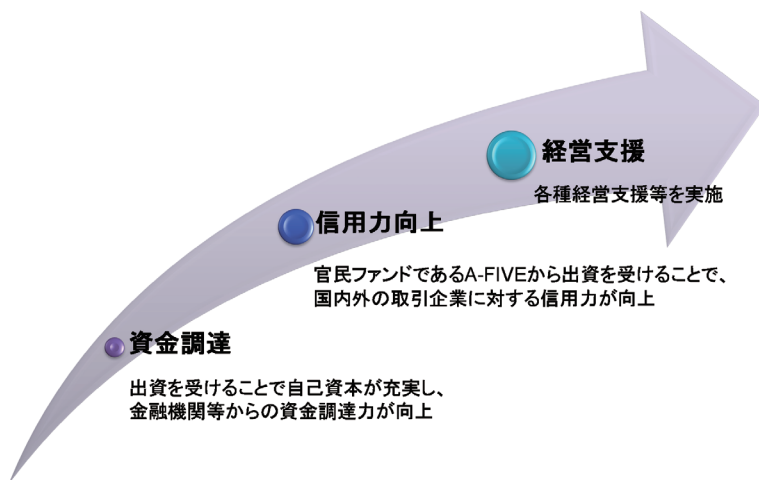
■ 農林漁業を行う法人が6次産業化に取り組む形態のイメージ



①、②のどちらが良いのかは一概に言えず、ケースバイケースで適切に判断する必要がある。

6 ファンドを活用する意義・メリット

ファンドの活用意義・メリット



Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved 3

ファンドの出資金は融資ではないので返済という概念自体ない

もとより農林水産業は自然相手の産業なので様々なリスクを伴うが、さらに6次産業化となると、製造・加工のリスクをはじめ、開発・製造した商品が売れるのか、新たな販路が十分に機能するのかなど予測しづらい要素もあり、こうしたリスクも小さくない。

事業への確信があり、自己資金も十分に用意できるのであれば、新事業の資金をすべて融資で調達しても良いのだが、融資は新事業が上手く行こうが行くまいが返済義務があり、通常、担保や保証が求められる。

その点、ファンドの出資金は融資ではないので返済という概念自体なく、また、担保も保証も基本的に必要ない。万一事業が上手く行かなかった場合には、ファンド側は出資金を失って終わりである。リスクマネーと言われるゆえんである。

**ファンドは投資期間終了後、株式を売却して投資を回収
株価の値上がり分がファンドの収益**

では、A-FIVE はどのようにして出資回収（エグジット）をするのかというと、投資終了時に保有している株式を売却して売却益を得るのである。事業が軌道に乗り順調に利益を上げるようになれば出資先の企業価値は高まり、それは株価に反映されるので、出資時（株式取得時）と出資回収時（株式売却時）の株価の差額（値上がり分）が A-FIVE の利益となる。

その際の株式の売却先については、農林漁業者の意向、6次産業化事業体の持続的発展を配慮して決めることとなるが、出資先の6次産業化事業体に利益を留保しておいていただき、それで買い取っていただく自社株買いの形をとることを基本形としている。次に既存株主（6次産業化事業体に出資している農林漁業者やパートナー事業者）への譲渡を優先する。要するにファンドが保有する株式を買い戻していただき、6次産業化事業体を100%自分たちの会社としていただくのである。

事業リスクを分離・限定化

先に書いたとおり、ファンドが出資を回収できるのは事業が順調に推移した場合であって、上手くいかなかった場合にはまったく回収できないこともあるのだが、農林漁業者等の側から見れば、リスクは（別途併用する融資は別であるが）自らの出資分に限定されることとなる。さらに「5-1 6次産業化事業体①-農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体」の方式により別会社を設立して取り組む場合には、その別会社の経営が破綻するという最悪の事態に至っても本業の農林漁業への影響は最小限に抑えられる。

「6次産業化のプランはあり実現したいが、上手くいかなかったときのことを考えると多額の融資を受けるのは怖い」と躊躇している事業者は少

なくないと思うが、このような形でリスクを分離・限定化できるのであれば、思い切った事業にも取り組みやすくなるのではないだろうか。

ファンドの出資金は長期かつ自由度が高い資金

天候不順や自然災害のリスクがあり、また、生産サイクルが長くすぐには利益を出しにくいという農林漁業の特性を踏まえ、支援期間は最長15年としている。

また、出資金は補助金や融資等とは異なり、その用途に細かな制約はない。事業計画や目的から逸脱しない限り、施設や設備の整備はもちろん、人件費等の運転資金としても使える、いわゆる資本金である。

信用力アップとレバレッジ効果で多額の融資を受けることが可能に

A-FIVE の出資を含め、六次産業化・地産地消法による支援の対象は、その総合化事業計画について農林水産大臣の認定を受けたものだけである。認定を受けたというだけでも一定の信用力が得られることとはなるが、加えてファンドの出資が入ることにより自己資本比率が高まるため、それをテコにして融資が受けやすくなるというレバレッジ効果がある。

「5-1 6次産業化事業体①—農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体」の項で「事業資金を確保する方法はいろいろある」と書いたが、例えば、農林漁業者等の出資が5,100万円であっても、パートナーからの出資4,900万円、サブファンドからの出資1億円（うち5千万円はA-FIVE）、A-FIVEからの資本金劣後ローン1億円（無担保・無保証）、金融機関からの融資2億円といった組み合わせで、トータル5億円の事業資金を調達するといったことが可能となる。

実際、新たな事業に必要な資金をA-FIVEやサブファンドの出資だけに依存するという例は少なく、サブファンドの出資者である金融機関や日本政策金融公庫との協調融資を併せて行うことが多い。そのような資金計画

も出資に至る案件組成の段階で関係金融機関と調整する。

そのほか、地域の農林漁業者との連携や原材料の調達力の向上、人材確保、販売力向上、行政との連携強化、異業種との長期的な連携の実現、安定的かつ戦略的な株主構成の実現といった効果も期待できる。

ハンズオン経営支援

ファンドを活用する意義、メリットはまだある。

A-FIVE は、農林漁業の6次産業化に対する資金供給等の支援を通じて、農林漁業の安定的な成長発展、農山漁村の活性化を図ることを目的として設立された育成型ファンドであり、出資や融資を行うだけでなく、出資後も出資先の6次産業化事業体の経営状況をフォローし、事業が計画通りに進捗するよう、様々な課題について専門的見地から助言を行うなどの経営支援（ハンズオン支援）を行っている。

このため、出資先の6次産業化事業体には、月次資金繰表等の経営状況がわかる資料の提出をお願いするとともに、事業計画の変更や経営に大きな影響を与える行為（債務保証、動産・不動産の貸借、幹部職員等の雇用、計画外の大きな支出、重要な財産の処分など）については事前の同意を、また、経営に大きな影響を与える事態（役員や幹部職員等の心身の重大な支障、自然災害、主要取引先の営業停止や倒産など）が発生したときは速やかに通知することを求めている。

これは、出資によるリスクを応分に負担するだけでなく、共同して事業の発展を目指すというスタンスで行っているものであり、事業の進捗に問題が生じた場合に、早め早めに手を打つためである。

実際、出資先からは、ハンズオン支援によって収支構造の問題点が明らかになり適切な改善が図られた、経営力が向上したといったお言葉もいただいている。

■ 国の補助金や銀行の融資とファンド出資との違い

	補助金	金融機関の融資	出資(本ファンド)
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業要件が厳格 ● 担保・保証が不要 ● 資金使途が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保・保証等が必要 ● 資金の種類によっては使途が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業設計の自由度が高い ● 担保・保証が不要 ● 財務体質を強化
コスト	なし	あり(ただし、無利子資金もあり)	あり(期待収益率は5～7%程度)
返済の有無	なし	あり(担保・保証等が必要)	なし(将来の企業価値に応じた自社株買い等)
期間の長さ	一時的	短期～中長期	長期
経営支援などのサポート	なし	あり(マッチング等)	あり(追加出資、マッチング、経営支援等でサポート)

7 総合化事業計画の立案・策定

総合化事業計画とは

さて、いよいよ農林漁業成長産業化ファンドを活用するためには、どうすればよいのか、という話に移るのだが、「2 六次産業化・地産地消法の制定」の項で、同法による支援対象は農林水産大臣の認定を受けた総合化事業計画であること、農林漁業成長産業化ファンドも、この認定を要件とする支援施策の一つであることについて述べた。つまり取り組もうとしていることが「総合化事業」に該当しなければ支援の対象とはならないので、まずはその定義を確認しておこう。

六次産業化・地産地消法は、まず第3条第3項で「農林漁業及び関連事業の総合化」を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの」と定義し、次に第3条第4項で「総合化事業」を農林漁業者等が農林漁業経営の改善を図るために行う「農林漁業及び関連事業の総合化」であって次の①、②又は③に該当するものと定義している。

- ① 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ② 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ③ ①及び②の措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する

土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

以上が「総合化事業」の定義であるが、いくつか補足すると、「農林漁業者等」は、第3条第1項において「農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下この章において「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。」と定義されており、漁業者が組織する漁業協同組合や漁業者が主たる出資者となっている会社などの法人も含まれる。

①の「新商品の開発、生産又は需要の開拓」は、例えば、魚を3枚におろしたものの、フィレ、ホタテやカキの剥き身など、最終製品ではない1次加工品も含まれる。特殊技術により褐変防止対策を施したブリの切身、品質が損なわれないよう特殊技術により冷凍した水産物なども該当する。水産物の生産、加工に伴う副産物（水産物由来の物質に限る。）を原材料とした新商品開発も対象となる。原材料や新商品は食品以外のもの（真珠など）も対象となる。漁業者が経営する宿泊施設やレストランにおいて、自ら生産した水産物を調理して提供する取組なども該当する。

②の「新たな販売の方式の導入」は、例えば、新たにインターネットを使った通信販売を始める、生協との直接取引を始める、産地直売施設を設けて直売を始める、新たに輸出に取り組むといった販路開拓の取組である。「販売の方式の改善」とは、例えば、既に店頭販売を行っている漁業者が、新たに対面で調理方法など消費者の関心に応える情報を提供しながら販売する方式を採りいれるといった取組である。

③は、①②の取組に必要なものとして、新たな養殖手法を導入するための施設の取得、新たな養殖魚種の導入などが想定される。

パートナーとなる水産加工業者、卸売業者・流通業者、外食産業者等の
2次・3次産業の側から企画提案しても良い。
水産業に新規参入して自ら農林漁業者となっても良い

6次産業化は農林漁業者（1次産業）が食品加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも取り組むことをいうので、総合化事業の定義においても主語は「農林漁業者等」であり、その取組についても「自らの生産に係る農林水産物等を／について」とされている。

しかし、「5-1 6次産業化事業体①-農林漁業者等が主体となって別に設立される合弁事業体」の項に書いたとおり、農林漁業者と加工・流通等の2次・3次産業が共同で総合化事業に取り組む新会社（合弁会社）を設立し、両者がWin-Winの関係を構築して取り組むスキームが基本形であり、そのパートナー探し・選びは漁業者（1次産業）の側から一面的に行う必要はない。

パートナーとなる水産加工業者、卸売業者・流通業者、外食産業者等の2次・3次産業の側から共同で事業に取り組む漁業者を探していただいても構わないし、2次・3次産業の事業者が1次産業に新規参入し自ら漁業者となってファンドを活用することも可能である。漁業権を必要としない陸上養殖などは異業種からの参入もしやすい分野であろう。

実際、これまでの出資案件には2次・3次産業のパートナーの方からアプローチしてきたもの、2次・3次産業から1次産業に参入したものも少なくない。新たに設立する6次産業化事業体（合弁会社）の持株（議決権）比率は「1次産業者>2次・3次産業者」とするルールではあるが、経営はパートナー側の人材が担うことも多く、そのような需要者側からの提案は販路が確保できているので、出資後の事業運営も比較的うまくいっている事例が多い。

8 支援基準

A-FIVE（サブファンドを含む。）の出資については株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（農林水産省告示）が定められており、出資対象事業については次のように規定されているので、事業計画がこれらを満たす必要があることにもご留意いただきたい。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（抜粋）

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。

（1）多様な地域資源の活用

食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること。

（2）産業分野の連携

農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により、対象事業者（機構又は支援対象事業活動支援団体から出資による支援を受ける場合にあっては、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者主体の法人に限る。ただし、農林漁業を行う法人が自ら対象事業活動を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人を含む。）が、2次産業・3次産業の分野において、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。

（3）新たな市場の開拓

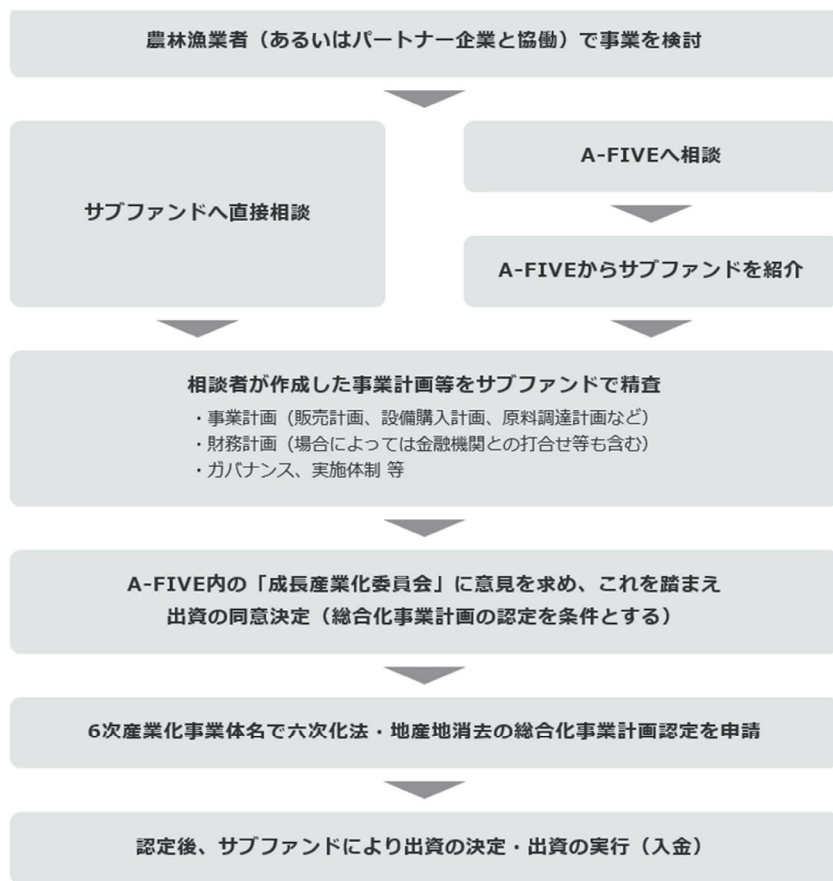
例えば次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること。

- ① 農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方式の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入
 - ② 国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組
 - ③ 農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓
- (4) 農山漁村の活性化等への貢献

地域との調和に配慮しつつ、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いなど、安定的な成長発展が見込まれるものであること。

(注:「機構」は A-FIVE のこと、「支援対象事業活動支援団体」はサブファンドのこと、「対象事業者」は出資の対象となる 6 次産業化事業体のことである。)

9 ファンドの相談から出資までの流れ



※ 直接出資の場合は、事業内容の精査等はA-FIVEで行います。

まずはサブファンドに相談。地方農政局からの紹介も可能。

では、農林漁業成長産業化ファンドを活用したい場合にはどこに相談すればよいのか、出資までどのようなプロセスを踏むのかといったことについて説明していきたい。

まず相談先であるが、巻末に「サブファンド一覧」を掲載しているの
で、その中から利用したいサブファンドを選択し、お問い合わせいただきたい。
既に融資を受けているなど一定の取引関係がある銀行等がLPとして出資
しているサブファンドがあれば、その銀行等に相談するのが良いであろう。

また、既に6次産業化の取組について地方農政局等（地方農政局及び北
海道農政事務所（傘下の県域・地域拠点を含む）並びに内閣府沖縄総合事
務局をいう。以下同じ。）に相談をしているようであれば、その地方農政
局等に農林漁業成長産業化ファンドを活用したい旨をご相談いただき、サ
ブファンドを紹介してもらうという方法もある。

6次産業化施策は農林水産省（食料産業局産業連携課）が所管し、全国
各地の現場においては地方農政局等が農林漁業者等に対する支援活動を展
開し、農林漁業成長産業化ファンドを活用するための要件である総合化事
業計画についての農林水産大臣の認定の実務も主に地方農政局等が行って
いるので、ファンドの出資が確実な状況になれば、地方農政局等とも連携
して総合化事業計画の認定の手続きを並行して進める必要が生じてくる。
（6次産業化については、水産業についても地方農政局等が担当しており、
水産庁の漁業調整事務所ではないのでご注意ください。）

相談はできる限り事業計画を具体化してから

いずれにしても、ご相談いただくに際しては、原材料となる水産物は何
か、その生産者は誰か、その原材料を用いてどのような商品を開発・生産し、
どのような販路で販売するのか、また、それは誰が行うのか、そのために
どのような施設整備が必要なのか、事業資金はいくらくらいと見込んでい
るのか、といった基本事項はできる限り具体化し、P36の図に示すような
6次産業化事業体への出資構成案、流通経路案（漁業者、パートナー事業
者、6次産業化事業体の関係）も明確にしておく（少なくとも検証や改善・
改良に向けた議論ができるようにしておく）ことが望ましい。漠然とした

構想では検討も助言もできないからである。

総合化事業計画の認定申請は事業計画が固まってから

さて、A-FIVE の支援対象事業は、六次産業化・地産地消法の総合化事業計画として農林水産大臣の認定を受けたものが対象であることは前にも書いたが、過去に総合化事業計画の認定を受けたことがあったとしても、新たにファンドの出資を受ける事業は過去に認定を受けた事業とは別事業となるので、それについて改めて認定を受ける必要がある。しかし、この認定を受けるための計画書の作成及び申請は、出資案件の組成と並行してサブファンド GP、地方農政局等又は A-FIVE がサポートするので、ファンド活用の相談段階では、まだ気にする必要はない。

精査（デューデリジェンス）には一定の時間を要する

それより前に、まずはサブファンド（A-FIVE が直接投資する場合は A-FIVE）の精査（いわゆるデューデリジェンス）をクリアしていただく必要がある。A-FIVE の原資は政府及び出資民間企業から預かっているものであり、できる限り棄損させずに回収することが求められていることから、リスクマネーとはいっても、投資対象の事業計画は実現が見込めるものであることが必要である。

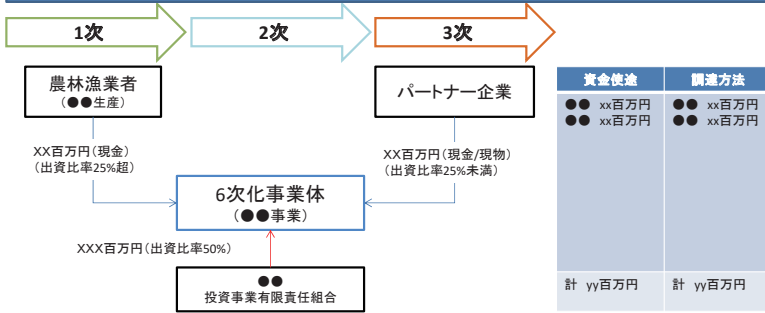
また、多くは農林漁業者だけでなく 2 次・3 次産業のパートナー事業者と一緒に新会社（合弁会社）を設立して取り組むこととなるので、その新会社設立に際しての出資比率をどうするか、新会社の経営体制はどうか、どこにどのような施設を整備するのか、パートナーの持つノウハウや販路をどのように活用するのか、パートナーとの役割分担をどうするか、必要な資金の構成（融資の併用等）をどうするか、補助金も活用するのか等々、案件組成段階で検討、調整すべきことは多岐にわたる。収支計画も策定し事業性も検討、評価する。精査（デューデリジェンス）はファンド

側の一方的な検証ではなく、事業構想を具体的かつ詳細な事業計画に落とし込み、実現可能性を相互に検証し、その結果、その時点で修正・改善・補強が必要又は可能な部分への対処・対応を行うことを繰り返すプロセスである。

このため、事業者から持ち込まれる計画がどの程度具体化されているのかにもよるが、精査（デューデリジェンス）には少々時間がかかり、また、そのプロセスにおいて蓋然性のある事業計画が策定できない、十分な利益が見込めないなどの場合には出資を断念せざるを得ないこともあるので、あらかじめご了承ください。

●●案件:出資構成(案)

※()内は事業内容

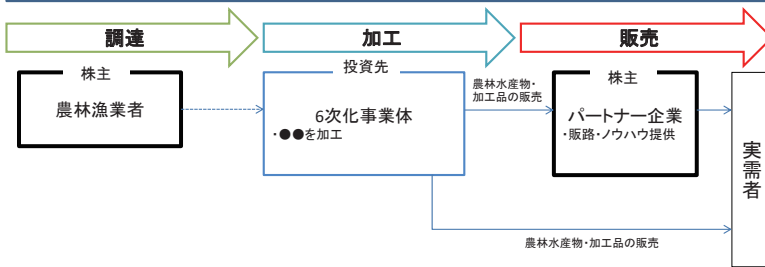


【背景】

【確認点】

●●案件:流通経路(案)

※()内は提供者・ノウハウ



【背景】

【確認点】

10 水産案件の紹介

ここまでお読みいただいて、農林漁業成長産業化ファンドについては概ねご理解いただけたのではないかと思うが、わかりにくい、あるいはイメージしにくい点があるとすれば、「農林漁業者等（1次産業）とパートナー事業者（2次・3次産業）が共同で出資し新たに総合化事業に取り組む会社を設立し、それに対してファンドが出資する」という部分であろう。

これについての理解の一助とするため、また、A-FIVEが出資した6次産業化の取組にはどのような事例があるのか参考にしたいという方のために、以下、A-FIVEの出資事例（水産分野）をいくつか紹介していきたい。

さらに詳細をお知りになりたい場合は、次項で紹介するA-FIVEの「投資先紹介サイト」をご参照いただき、また、インターネットで出資先の事業者名を検索してみていただきたい。

10-1 (株) 佐田岬の鬼

全国有数のしらす漁場である宇和海のしらす漁業の存続と地域の活性化を図るため、ともに愛媛県の佐田岬半島を拠点とする福島産業（有）（しらす漁業者）と朝日共販（株）（水産加工業）が、しらすの加工、販売を行う6次産業化事業体として（株）佐田岬の鬼を設立。それに対して、いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド（GPはいよぎんキャピタル（株）、主要LP（A-FIVE以外。以下同じ。）は伊予銀行）が資本金の1/2を出資したものである。

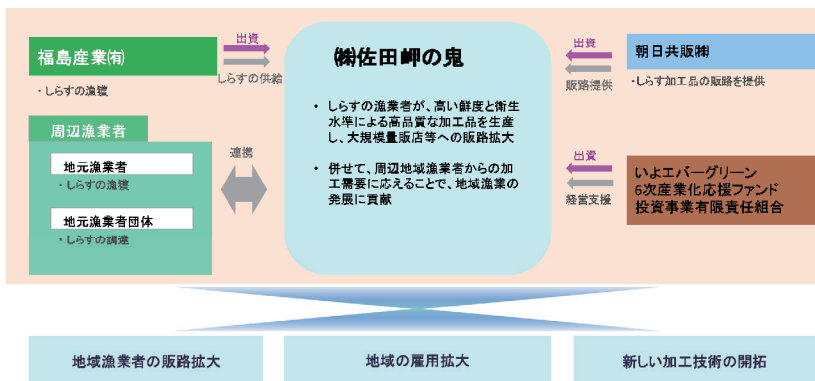
（株）佐田岬の鬼は、水揚げ後すぐに鮮度を維持したまま一次加工を行う体制と独自の急速冷凍技術により、高品質なしらす加工品を供給している。また、出資者だけでなく周辺漁業者や愛媛県漁連のしらすも含めて宇和海産しらすの安定的な加工、販売の受け皿となることで、地域のしらす漁業経営の安定化に寄与している。

出資同意案件（平成26年5月30日 同意決定）

佐田岬沖で水揚げされたしらすを活用した加工販売プロジェクト

しらすの漁業者が、量販店、外食店の需要に応じた付加価値の高い手法によるしらすの加工を行い、販売を全国に拡張していく事業

事業者：株式会社佐田岬の鬼 所在地：愛媛県松山市
出資決定時期：平成26年5月 出資決定額：750万円 サブファンド*：いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合



* 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づき、機構が地域金融機関等と組成。機構が50%を出資。

10-2 くしもと両濱（株）

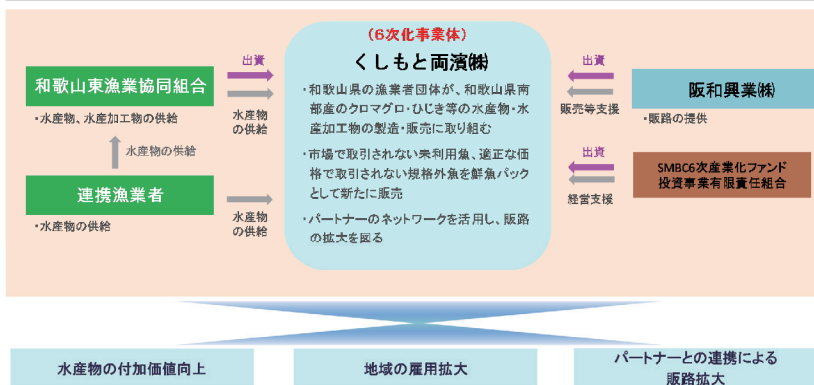
和歌山県串本町周辺は黒潮本流が接岸する好漁場を有し、古くから漁業の町として栄えてきたが、漁業者の高齢化と後継者不足の問題はこの地域も例外ではない。そこで、和歌山東漁業協同組合（串本町）が、漁業者の所得向上を図り、こうした状況に歯止めをかけるべく、多様な販路を持つ大手商社の阪和興業（株）をパートナーとして、ひじきや養殖クロマグロの販売、これらの水産加工品の製造・販売を行う6次産業化事業体として、くしもと両濱（株）を設立。それに対してSMBC 6次産業化ファンド（GPは日本戦略投資（株）、主要LPは三井住友銀行等が出資するSMBCアグリファンド）が資本金の1/2を出資したものである。

出資同意案件（平成27年4月7日 同意決定）

水産物の加工販売プロジェクト

和歌山県の漁業者団体が、パートナーの販路等を活用して、和歌山県南部産の魚類（クロマグロ）・海藻（ひじき）等の加工・販売と、規格外魚の鮮魚パックとしての販売により、原材料の付加価値向上と販路拡大を目指す事業

事業者：くしもと両濱株式会社 所在地：和歌山県東牟婁郡串本町
出資決定時期：平成27年4月 出資決定額：21百万円 サブファンド*：SMBC6次産業化ファンド投資事業有限責任組合



*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved.

57

10-3 (株) 宇和島海道

愛媛県宇和島市の養殖事業者(株)ダイニチが、外食産業向け需要を確保するための加工能力の増強及びそれによる他社との差別化を図るため、ブリのメト化(変色)や生臭さを抑制する「超冷薫」という特許技術を持つ魚類冷凍加工会社(株)オンスイ及び、海外も含め広範な販売ネットワークを持つ大手商社の三井物産(株)をパートナーとして、養殖魚(ブリ、カンパチ、マダイ)の生鮮加工品(フィレ等)及び超冷薫処理を施した冷凍加工品の製造を行う6次産業化事業体として(株)宇和島海道を設立。それに対して、いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド(GPはいよぎんキャピタル(株)、主要LPは伊予銀行)が資本金の1/2を出資したものである。

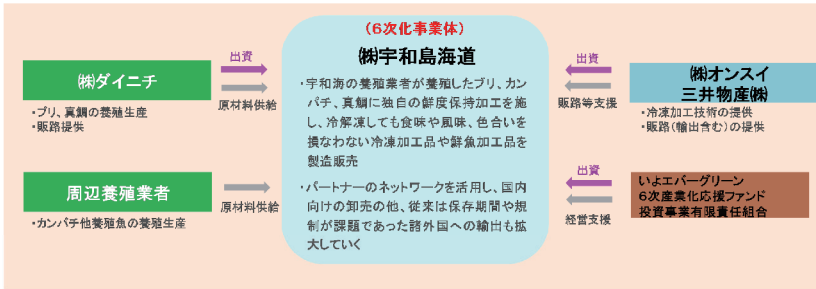
出資同意案件(平成27年8月12日 同意決定)

新たな冷凍技術を用いた養殖魚の加工販売プロジェクト

愛媛県の養殖業者が、独自の冷凍加工技術を有する地域の加工業者と提携して、養殖魚(ブリ、カンパチ、真鯛)の鮮度を保持する加工を施し、パートナー企業の販路を活用し、国内外の新たな販路開拓を行う事業

事業者:株式会社宇和島海道 所在地:愛媛県宇和島市

出資決定時期:平成27年8月 出資決定額:150百万円 サブファンド:いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合



水産物の付加価値向上

地域の雇用拡大

パートナーとの連携による
販路拡大

*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

68

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund cooperation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved.

10-4 ジャパンキャビア(株)

2004年、宮崎県水産試験場が1983年から取り組んできたシロチョウザメの完全養殖に成功し、その後は民間養殖業者とともに事業化に取り組み、2013年に宮崎キャビア事業協同組合が発足するまでに至った。そして2016年、同組合は、その生産するシロチョウザメの魚卵を利用したキャビアの製造、魚肉の加工、販売を本格化するため、同組合を発展的に改組してジャパンキャビア(株)を設立。これに鰻蒲焼販売事業者の(株)鰻楽がパートナーとして加わるとともに、みやぎん6次産業化ファンド(GPは宮銀ベンチャーキャピタル(株)、主要LPは宮崎銀行)が資本金の1/2を出資したものである。

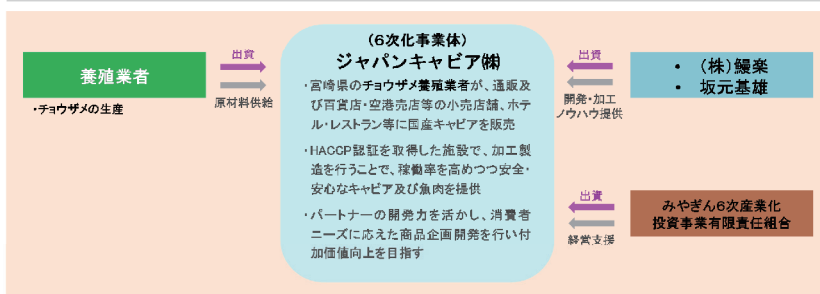
出資同意案件(平成27年9月9日 同意決定)

宮崎県産チョウザメを活用したキャビア販売プロジェクト

宮崎県のチョウザメ養殖業者が、パートナーの開発・加工ノウハウを活用して、キャビアの加工・製造等を行い、直接販売及び百貨店や空港売店等の小売店舗、ホテルやレストラン等の業務用販路に展開することで、水産物の付加価値向上を目指す事業

事業者: ジャパンキャビア株式会社 所在地: 宮崎県宮崎市

出資決定時期: 平成27年9月 出資決定額: 20億円 サブファンド*: みやぎん6次産業化投資事業有限責任組合



水産物の付加価値向上

地域の活性化

地域の雇用拡大

*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

104

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved.

10-5 (株)五島ライブカンパニー

福岡市で自動車整備会社を経営していた出島氏が生まれ故郷の長崎県五島市の水産業の活性化に貢献したいとの思いからUターン。水温が安定している地下海水を使った陸上養殖事業を実現すべく、いくつかの魚種で養殖試験を行った結果、クエとホシガレイで良好な成果を得た。そこでその養殖を事業化するとともに、それによって生産された魚を、地元の五島漁協組合員が水揚げする水産物とともに加工・販売する6次産業化事業体として、地元の五島漁協の出資も得て(株)五島ライブカンパニーを設立。それに対して、FFG農林漁業成長産業化支援ファンド(GPは(株)福岡キャピタルパートナーズ、主要LPは福岡銀行)が資本金の1/2を出資したものである。

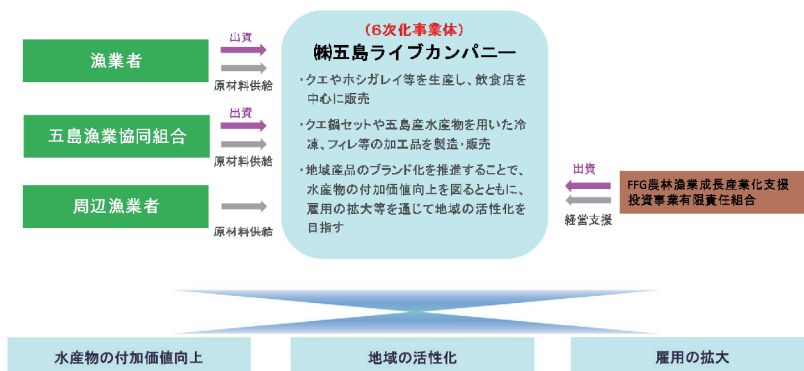
出島氏は自らの養殖施設等を現物出資し、五島漁協は従前から行っていた加工事業を分離し(株)五島ライブカンパニーに事業譲渡した。

出資同意案件(平成27年11月10日 同意決定)

長崎県五島産水産物の販売拡大プロジェクト

長崎県の漁業者団体及びその組合員の漁業者がクエやホシガレイを始めとした五島産水産物の販売、加工品の製造・販売を行うことにより、地域産品のブランド化を図るとともに、水産物の付加価値向上を目指す事業

事業者：株式会社五島ライブカンパニー 所在地：長崎県五島市
出資決定時期：平成27年11月 出資決定額：96百万円 サブファンド*：FFG農林漁業成長産業化支援投資事業有限責任組合



*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

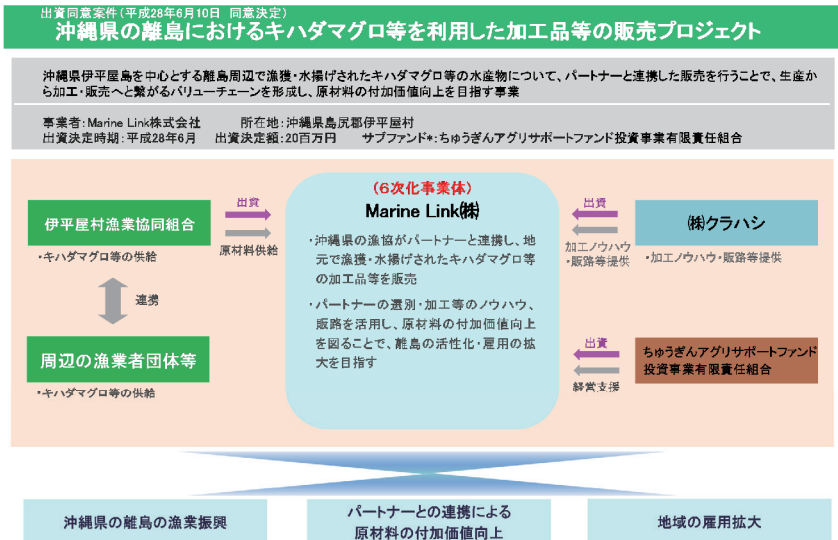
78

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved.

10-6 Marine Link (株)

沖縄県の離島、伊平屋島の伊平屋村漁協は、独自の販路を持たず地場の市場も規模が小さいため値が付きにくいという事情により、一本釣り漁業を営む組合員が水揚げするマグロ（主にキハダマグロ）が適正価格で販売できないという課題を抱えていた。これを解消するため、同漁協は、従前からモズクの取引関係がある広島県の大手水産物流通業者（株）クラハシをパートナーとして、その販路やノウハウを活用してマグロその他の水産物の選別、加工、販売を行う6次産業化事業体としてMarine Link（株）を設立。それに対して、ちゅうぎんアグリサポートファンド（GPは中銀リース（株）、主要LPは中国銀行）が資本金の1/2を出資したものである。

Marine Link（株）は伊平屋村漁協だけでなく周辺漁協のマグロも取り扱うことで、同様の事情にある周辺地域の漁業者も恩恵を受けている。



*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved

10-7 (株) バルバロイ

鹿児島県のクルマエビ養殖事業者・鹿児島マリナーズ(株)が、クルマエビ市場の活性化、需要拡大を図るため、飲食店経営等を行っている(株)スマイルオフィスをパートナーとして、鹿児島マリナーズ(株)のクルマエビを食材とする飲食店を運営する6次産業化事業体として(株)バルバロイを東京に設立。それに対してSMBC 6次産業化ファンド(GPは日本戦略投資(株)、主要LPは三井住友銀行等が出資するSMBC アグリファンド)が資本金の1/2を出資したものである。

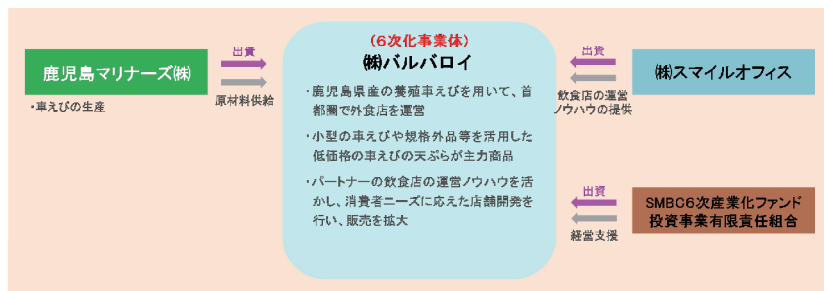
(株)バルバロイは東京都内にクルマエビ料理店を展開。小型のもの、規格外のものを利用してリーズナブルな価格でクルマエビを提供することにより、若い世代を中心にクルマエビ消費者の裾野を拡げることを狙っている。

出資同意案件(平成29年4月12日 同意決定)

鹿児島県産の車えびを活用した外食事業展開プロジェクト

鹿児島県の車えび養殖業者が、小型や規格外の車えび等を活用した飲食店を運営することにより、一般消費者になじみの薄い車えびへの需要を喚起し、販路の拡大を目指す事業

事業者:株式会社バルバロイ 所在地:東京都港区
出資決定時期:平成29年4月 出資決定額:40百万円 サブファンド*:SMBC6次産業化ファンド投資事業有限責任組合



国産養殖車えびの付加価値向上

規格外品の有効活用

国産養殖車えびの需要喚起

* 「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

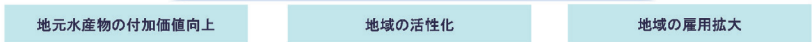
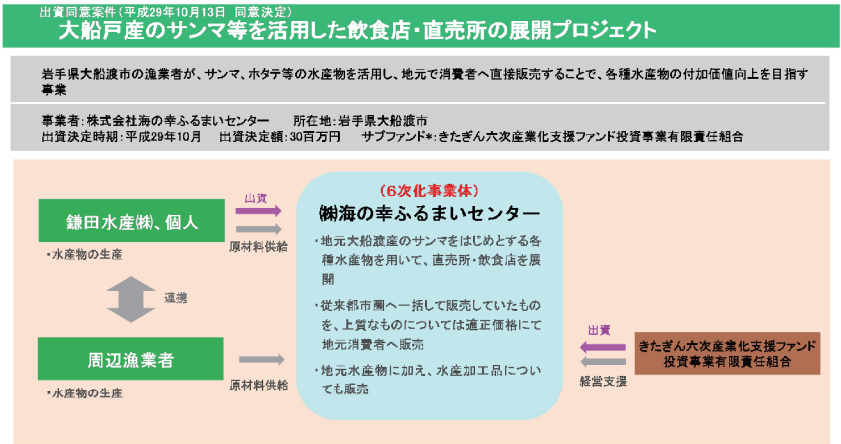
115

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved.

10-8 (株) 海の幸ふるまいセンター

岩手県大船渡市は水産業が盛んな地域であるが、良質な水産物の大半が東京など大都市に流出してしまうという流通構造があり、地元において十分に活用されていない。このため、大船渡を拠点に主にさんま漁業を営む鎌田水産(株)が、地元にも良質な水産物を供給すること、また、特に良質なものを選別し適正価格で販売することを目指して、水産物直売所を併設した海鮮食堂を運営する6次産業化事業体として(株)海の幸ふるまいセンターを設立。それに対して、きたぎん六次産業化支援ファンド(GPはきたぎんリース・システム(株)、主要LPは北日本銀行)が資本金の1/2を出資したものである。

本件は漁業者単独での取組であるためパートナーはおらず、漁業者とファンドが1/2ずつ出資した。



*「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

10-9 (株) ダンディフィッシュ

愛媛県宇和島市・愛南町において地元漁業者団体と連携してクロマグロ養殖を営む事業者が、そのクロマグロの付加価値向上と地域の活性化を図るため、大手商社系の飼料販売会社をパートナーとして、自らのクロマグロ養殖事業を承継するとともに、養殖したクロマグロのロインやサクへの加工、販売及び北米を中心とした海外への輸出を行う6次産業化事業体として(株)ダンディフィッシュを設立。それに対してA-FIVEが資本金の1/2を出資したものである。

本件は、クロマグロ養殖事業そのものも新設会社に承継されたため新設会社自体が漁業者(一次事業者)となる〔6次産業化事業体②-農林漁業を行う法人〕の形態であり、また、サブファンドを介さずA-FIVEが直接出資した案件である。

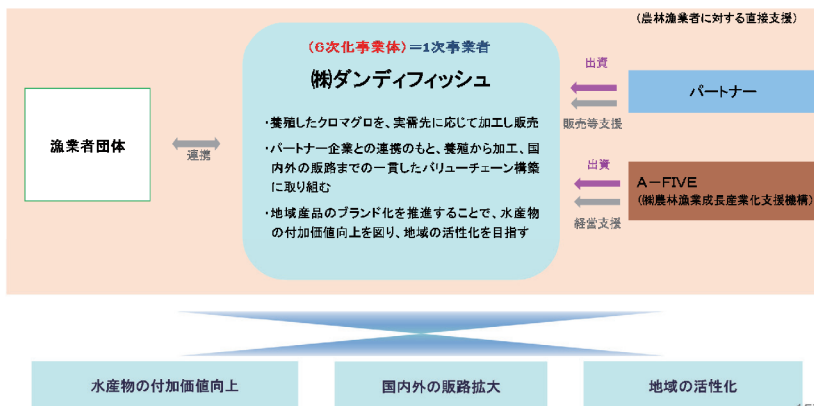
出資決定案件(平成29年12月15日 支援決定)

愛媛県産の養殖クロマグロ販売拡大プロジェクト

愛媛県でクロマグロの養殖を行う水産事業者が、実需に応じた加工等を行いながら国内外の販路拡大に取り組むことにより、水産物の付加価値向上と地域の活性化を目指す事業

事業者:株式会社ダンディフィッシュ 所在地:東京都江戸川区

出資決定時期:平成29年12月 出資決定額:1,500百万円 A-FIVE(直接出資)

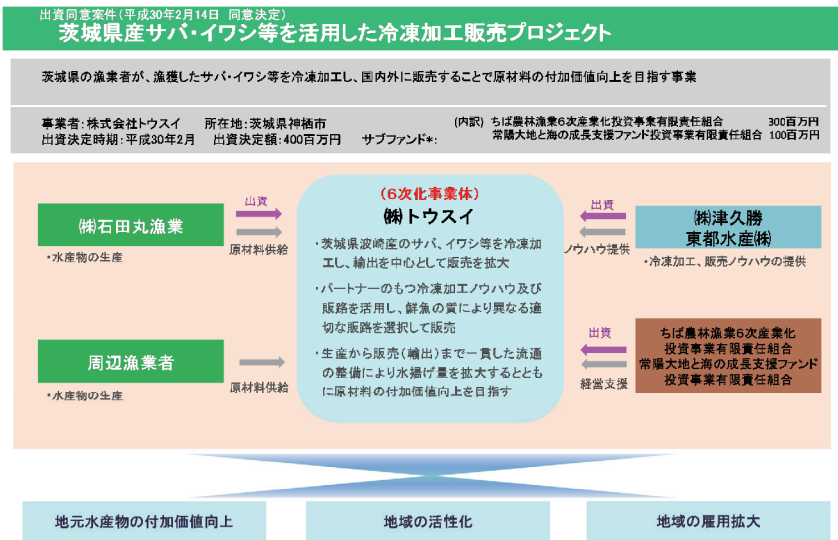


157

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved

10 - 10 (株) トウスイ

茨城県神栖市の波崎漁港はまき網漁業の一大拠点であり、主にさば・いわしが水揚げされているが、その受け皿となる水産加工場等の規模が小さいため水揚量、魚価が伸びないという問題があった。そこで、波崎地区のさば・いわしの受入能力、水揚量、魚価を向上させ、波崎の水産業の活性化を図るため、波崎漁港を拠点とするまき網漁業者(株)石田丸漁業が、同じく波崎の水産加工業者(株)津久勝及び海外販路を持つ東京の水産物卸売業者である東都水産(株)をパートナーとして、需要が拡大している海外市場に向けて冷凍さば等を加工・輸出する6次産業化事業体として(株)トウスイを設立し、それに対して、ちば農林漁業6次産業化ファンド(GPはちばぎんキャピタル(株)、主要LPは千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行)及び常陽大地と海の成長支援ファンド(GPは(株)常陽産業研究所、主要LPは常陽銀行)が資本金の1/2を出資したものである。



*株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づき、A-FIVEが地域金融機関等と組成。A-FIVEが50%を出資。

127

Copyright (c) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan All Rights Reserved

11 A-FIVE の出資状況（全案件）

前項で一部の水産案件について個別に紹介したが、農業、畜産業、林業も含めた A-FIVE の出資状況全般についても紹介しておきたい。

次頁以降の表は平成 30 年 7 月 1 日時点での出資案件すべてを都道府県別に一覧表にするとともに、一次産業（農・畜・林・水）の種別及び 6 次産業化の種別・業態別に分類してそれぞれの件数をカウントしたものである。

平成 30 年 7 月 1 日時点での出資件数は 128 件であり、うち 8 件は直接出資した案件である。また、これらに対するファンドの出資金額の合計は 114.5 億円であり、うち A-FIVE の出資額は 75.0 億円となっている。

ただし、128 件のうち 1 件は、本稿では説明を省略したが、平成 29 年 8 月に施行された農業競争力強化支援法に基づく事業再編支援案件であり、6 次産業化支援案件に限れば 127 件である。

一次産業分類については一部に「農・畜」、「農・水」などの複合案件があること、また、6 次産業化種別・業態別分類の方も「ワイナリー」と「カット野菜・果物」が「加工」と重複しているほか、「加工」と「卸売・小売」、「飲食」と「卸売・小売」など複合的な取組も多いことから、どちらも合計は 127 とはならないが、127 を母数として割合を見ると、水産案件は 21 件で 17% となっている。

6 次産業化種別・業態別分類について見ると、「ワイナリー」や「カット野菜・果実」を含む「加工」が 76 件（60%）と多く、「飲食」35 件（28%）、「卸売・小売」34 件（27%）、「輸出」14 件（11%）などとなっている。変わったところでは、家畜の排せつ物から燃料を生成して発電・売電を行い、同時に生成される液肥を販売するという案件もある。

「養殖」の 6 件は出資先が自ら養殖も行っているものであり、養殖水産物を対象としているもので数えれば 13 件ある。

都道府県	出資先名称	一次産業分類				6次産業化種別・業態別分類								主な一次産品など	
		農 業	畜 産 業	林 業	水 産 業	加 工	飲 食	卸 売 ・ 小 売	輸 出	ワ イ ナ リ ー	カ ット 野 菜 ・ 果 物	観 光 農 園	バ イ オ マ ス		養 殖
		76	37	5	21	76	35	34	14	11	7	3	2	6	
北海道	ウイシア(株)														牛肉
北海道	どさんこミュゼ(株)														乗馬ほか(体験型観光施設)
北海道	美瑛ファーマーズマーケット(株)														牛肉、生乳
北海道	(株)ひこま豚(終)														豚肉
北海道	(株)平川ワイナリー														ブドウ(ワイン用)
北海道	北海道そば製粉(株)														そば
北海道	(株)御影バイオエナジー														家畜の排せつ物
北海道	AGエンブリオサポート(株)														和牛受精卵
北海道	(株)Domaine Raison														ブドウ(ワイン用)
北海道	(株)NIKHillsヴィレッジ														ブドウ(ワイン用)
北海道	(株)OcciGabi Winery(終)														ブドウ(ワイン用)
青森県	(株)あおもり海山														クロマグロ(天然)
青森県	(株)エージーシー														ニンニク
青森県	(株)ヒロサキ														リンゴ
岩手県	(株)岩手ファーマーズミート														牛肉
岩手県	(株)海の幸ふるまいセンター														サンマ、ホタテ等
岩手県	(株)おおのミルク工房														生乳
岩手県	久慈バイオマスエネルギー(株)														未利用材、廃菌床
岩手県	(株)三陸リゾート														ワカメ、ホタテ等
宮城県	(株)エヌ・ケー・エフ														小松菜、チンゲン菜等
秋田県	秋田屋(株)														米
秋田県	(株)アグリサポート湖東														白菜、胡瓜、セリ等
山形県	(株)アグリゲート東北(終)														サクランボ、洋ナシ等
山形県	(株)庄内パラディゾ														伝承野菜
福島県	ベルグ福島(株)														キュウリ、トマト等の苗
福島県	(株)ワンダーファーム														トマト
茨城県	(株)茨城もぎたてファクトリー														小松菜・ほうれん草等
茨城県	(株)ジャパンアグリイノベーション														レタス、キャベツ、白菜等
茨城県	(株)トウスイ														サバ、イワシ(天然)
茨城県	(株)みずほジャパン														トマト、いちご、メロン等
茨城県	もったいねーべ(株)														サツマイモ、栗
栃木県	(株)つちのか														牛肉、アスパラガス、大麦等
群馬県	(株)川田牧場ファクトリー														生乳

(注) 出資先名称の後に(直)とある8件は直接投資案件、(終)とある15件は支援終了(EXIT)案件。また、一次産業分類別に色分けしており、黄緑は農業、ピンクは畜産業、緑は林業、水色は水産業である。

都道府県	出資先名称	一次産業分類				6次産業化種別・業態別分類							主な一次産品など		
		農業	畜産業	林業	水産業	加工	飲食	卸売・小売	輸出	ワイナリー	カット野菜・果物	観光農園		バイオマス	養殖
		76	37	5	21	76	35	34	14	11	7	3	2	6	
千葉県	香取プロセスセンター(株)														野菜
千葉県	キャロット&ベジタブル(株)														野菜
千葉県	(株)ザファーム(終)														野菜、肉類
千葉県	ジャパンホートビジネス(株)														植木、盆栽
千葉県	東京デリカテッセン(株)														豚肉
千葉県	(株)ピュアディッシュ														野菜、肉類
千葉県	(株)みらいトレーディング														レタス(植物工場生産)
東京都	インテグリカルチャー(株)(直)														家畜の細胞
東京都	(株)エフ・エフ・ティー														椎茸ほか
東京都	(株)サルテリア														野菜
東京都	(株)食の劇団(直)														農畜水産物全般
東京都	(株)神明アグリノベーション(終)														米
東京都	(株)ダンディフィッシュ(直)														クロマグロ(養殖)
東京都	(株)津々浦々(直)														各種農畜産物
東京都	(株)バルバロイ														クルマエビ(養殖)
東京都	(株)J-ACE														豚肉、鶏肉
神奈川県	ライスフロンティア(株)														米
長野県	(株)柿の木冷温フーズ														キノコ
長野県	(株)信州たかやまワイナリー														ブドウ(ワイン用)
長野県	日本ワイン農業研究所(株)														ブドウ(ワイン用)
長野県	(株)フレッシュベジ加工(終)														野菜
長野県	(株)Domaine KOSEI														ブドウ(ワイン用)
新潟県	(株)新潟農商(終)														米
新潟県	(株)いしがたワインビレッジ														ブドウ(ワイン用)
新潟県	(株)藤田牧場														牛肉
石川県	(株)ハイディホフ														ブドウ(ワイン用)ほか
石川県	(株)米心石川														米
福井県	(株)マイセンファインフード														玄米、大豆
岐阜県	オークヴィレッジ(株)														材木、間伐材
岐阜県	(株)マンナン工房ひだ														コンニャク芋
岐阜県	ミチナル(株)														ホウレンソウ等
静岡県	フード(株)(直)														カツオ(天然)
静岡県	富士の国乳業(株)														生乳
静岡県	やさいパス(株)(直)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編事業者(共配システムによる農産物の物流効率化)													

(注) 出資先名称の後に(直)とある8件は直接投資案件、(終)とある15件は支援終了(EXIT済)案件。また、一次産業分類別に色分けしており、黄緑は農業、ピンクは畜産業、緑は林業、水色は水産業である。

都道府県	出資先名称	一次産業分類				6次産業化種別・業態別分類								主な一次産品など	
		農業	畜産業	林業	水産業	加工	飲食	卸売・小売	輸出	ワイナリー	カット野菜・果物	観光農園	バイオマス		養殖
		76	37	5	21	76	35	34	14	11	7	3	2	6	
愛知県	(株)ヴェレゾン														ブドウ(ワイン用)
愛知県	(株)フードラボファクトリー														西洋葉物野菜
三重県	(株)松治郎の舗														ハチミツ
滋賀県	(株)ゼロサン														アユ、ビワマス、米
京都府	こと京野菜(株)														京野菜
京都府	(株)むすびの														京野菜、ジビエ
兵庫県	(株)川岸畜産														牛肉
兵庫県	(株)特産野菜ネット														タマネギ、青ネギ
奈良県	(株)ジャパン・ファームプロダクツ(直)														柿(支援事業者)
和歌山県	くしもと両濱(株)														ひじき、クロマクロ(養殖)
和歌山県	(株)食縁														ブリ(養殖)
和歌山県	(株)ポタジエ														野菜
鳥取県	とっとり食のみやこプロジェクト(株)														各種農畜水産物
島根県	(株)隠岐牛(終)														牛肉
島根県	(株)MJビーフ														牛肉
岡山県	里山アグリ(株)(終)														トマト
岡山県	(株)西葉倉・森の学校														間伐材
岡山県	(株)ピナン食販(終)														キクラゲ
広島県	(株)アグリリンクエブリイ広島(終)														キャベツ、白菜
広島県	(株)イチコト														イチゴ、リンゴ、ブドウ等
広島県	ひのっ子ファーム(株)														マンゴー、シイタケ
広島県	広島アグリフードサービス(株)														米、野菜
広島県	(株)ファームスズキ														カキ、クルマエビ(養殖)
広島県	(株)ベジタコーポレーション														レタス、キャベツ、タマネギ
山口県	(株)さんまいん														シイタケ
徳島県	(株)はらだ牧場														豚肉
徳島県	ブエナビンタ(株)														野菜
香川県	(株)蒼のダイヤ														オリーブ
愛媛県	(株)いなほ農園														鶏肉
愛媛県	(株)宇和島海道														ブリ、カンパチ、マダイ(養殖)
愛媛県	(株)佐田岬の鬼														シラス
愛媛県	ファンガーデン(株)														野菜苗、花苗、園芸資材

(注) 出資先名称の後に(直)とある8件は直接投資案件、(終)とある15件は支援終了(EXIT済)案件。また、一次産業分類別に色分けしており、黄緑は農業、ピンクは畜産業、緑は林業、水色是水産業である。

都道府県	出資先名称	一次産業分類			6次産業化種別・業態別分類								主な一次産品など		
		農業	畜産業	林業	水産業	加工	飲食	卸売・小売	輸出	ワイナリー	カット野菜・果物	観光農園		バイオマス	養殖
		76	37	5	21	76	35	34	14	11	7	3	2	6	
福岡県	いずも食品加工(株)														野菜
福岡県	(株)ヴァンペールフーズ														ハチミツ
福岡県	エコマルシェオニヅカ(株)														花苗・野菜苗
福岡県	さぼんどちの(株)														へちま水、槽油
福岡県	(株)タケノフードサービス														鶏肉
福岡県	西日本水産(株)														ウナギ(養殖)
福岡県	西日本タネセンター(株)														野菜の種子
佐賀県	(株)峰松酒造場														米(日本酒用)
長崎県	(株)五島ライブカンパニー														クエ、ホシガレイ(養殖)
長崎県	(株)對馬原木しいたけ														シイタケ
熊本県	(株)熊本玄米研究所(終)														玄米
熊本県	(株)グローバルワークス・サイトウ														牛肉
熊本県	創成(株)														大豆、馬油、プラセンタエキス等
熊本県	西日本フレッシュフーズ(株)														キャベツ、レタス、大根等
熊本県	バンブーマテリアル(株)														竹
熊本県	(株)ファームグリエイト														牛肉、馬肉
熊本県	(株)プログレア(終)														米、野菜
熊本県	(株)マース														野菜、肉類、生乳、果物
宮崎県	(株)岡崎牧場														牛肉
宮崎県	(株)シイカトウ(終)														茶・大麦若葉
宮崎県	ジャパンキャビア(株)														チョウザメの卵(養殖)
宮崎県	(株)都農ワイン														ブドウ(ワイン用)
鹿児島県	(株)カゴシマハンズ														鶏肉
鹿児島県	(株)さつま福永牧場														牛肉
鹿児島県	(株)ピースマイルプロジェクト(直)														牛肉、生乳
鹿児島県	(株)JFA(終)														ブリ(養殖)
沖縄県	沖縄栽培水産(株)														クルマエビ(養殖)
沖縄県	(株)食のかけはしカンパニー														各種農畜水産物
沖縄県	Marine Link(株)														キハダマグロ(天然)

(注) 出資先名称の後に(直)とある8件は直接投資案件、(終)とある15件は支援終了(EXIT済)案件。また、一次産業分類別に色分けしており、黄緑は農業、ピンクは畜産業、緑は林業、水色は水産業である。

個別事案詳細については、A-FIVEの投資先紹介サイトも是非ご覧いただきたい。インターネットで「A-FIVE」、「AFIVE」または「afive」で検索してA-FIVEのトップページにアクセスしていただき、下のほうにスクロールしていただくと「A-FIVE 投資先紹介サイト」というバナーがあるので、それをクリックしていただくことでアクセスできる。

エリア、産品、キーワードで検索が可能であり、冒頭に掲載した沖縄栽培水産（株）と同様のパンフレットも多数掲載している。

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)
Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan

会社案内 事業案内 出資事例 お知らせ 公表資料 お問い合わせ

日本の農林漁業を
成長産業へと導くファンド

A-FIVE

事業案内

SUPPORT 01 農業事業者・支援事業者の皆さまへ
6次産業化支援

SUPPORT 02 農業資材、農産物流通・加工事業者の皆さまへ
事業再編・参入支援

A-FIVE 投資先紹介サイト

農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

林野庁
Forestry Agency

水産庁
Fisheries Agency

ロクワナチホウキ



エリアで探す 産品で探す キーワードで探す



12 6次産業化以外の取組に対する支援（出資）

A-FIVEは6次産業化支援のために設立された官民ファンドであるが、設立後、支援の対象が6次産業化以外にも拡大されている。

12－1 農業競争力強化支援法に基づく事業再編・事業参入

「良質で低廉な農業資材の供給」や「農産物流通等の合理化」といった、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、それらについての事業再編、事業参入を促進することを内容とする「農業競争力強化支援法」が平成29年5月に成立、公布、同年8月1日に施行され、その事業再編・事業参入が新たにA-FIVEの支援対象となった。

しかしながら、六次産業化・地産地消法による6次産業化支援は水産業も対象であるが、農業競争力強化支援法による資機材供給や流通合理化の支援の対象は農業関連だけであり水産業関連は対象とされていないため、詳細説明は割愛する。

12－2 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく流通合理化

平成30年6月、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立、公布された。食品流通構造改善促進法については、法の名称が「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」（以下本項において「改正法」という。）に改められるとともに、食品流通合理化に関する支援制度が見直された。

これも新たにA-FIVEの支援対象となったのだが、こちらは食品全般の流通合理化が対象であり、水産物や水産物を原材料として加工・製造した食品の流通合理化も対象である。

制度の建付けは六次産業化・地産地消法と同様であり、食品等流通合理

化事業を実施しようとする事業者は食品等流通合理化計画を策定し、その計画が、農林水産大臣が定める基本方針に照らし適切なものである等の要件を満たしている場合には、農林水産大臣の認定を受けることができ、認定を受けると各種支援の対象となるという仕組みとなっている。そして、A-FIVE による出資等の支援もその支援策の一つとされたところである。

本稿を執筆している現時点においては、改正法はまだ施行されておらず、農林水産省等において施行準備が進められている段階であるため、詳しいことは書けないのだが、支援の対象となる食品等流通合理化事業については、農林水産大臣が基本方針において定める事項として、次のように掲げられている（改正法第4条第2項）。

- ① 食品等の流通の効率化に関する措置
- ② 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
- ③ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置
- ④ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

具体的には、例えば、複数の水産業者、小売店、飲食店等が共同で食材や食品を集荷・配送することで物流の効率化を図るシステムの構築、そのような物流システムへの新たな情報通信技術の導入、コールドチェーンや HACCP 対応施設の整備、消費者の食の簡便化志向に対応した食品（中食、加工食品等）の供給といった取組が想定され、その実施主体としては、食品流通関係業者はもちろんであるが、食品加工・製造業者、食品卸売業者、小売業者、農林漁業者なども想定される。

ただし、A-FIVE の支援対象、支援条件、その他の要件については、別途支援基準が定められる予定ではあるが、これも本稿を執筆している現時点では未定であるところ、この新支援制度に関心のある方は、今後の農林

水産省及び A-FIVE からの情報発信にご注意いただくとともに、改正法施行後においては次の問い合わせ先にご照会いただきたい。

【問い合わせ先】

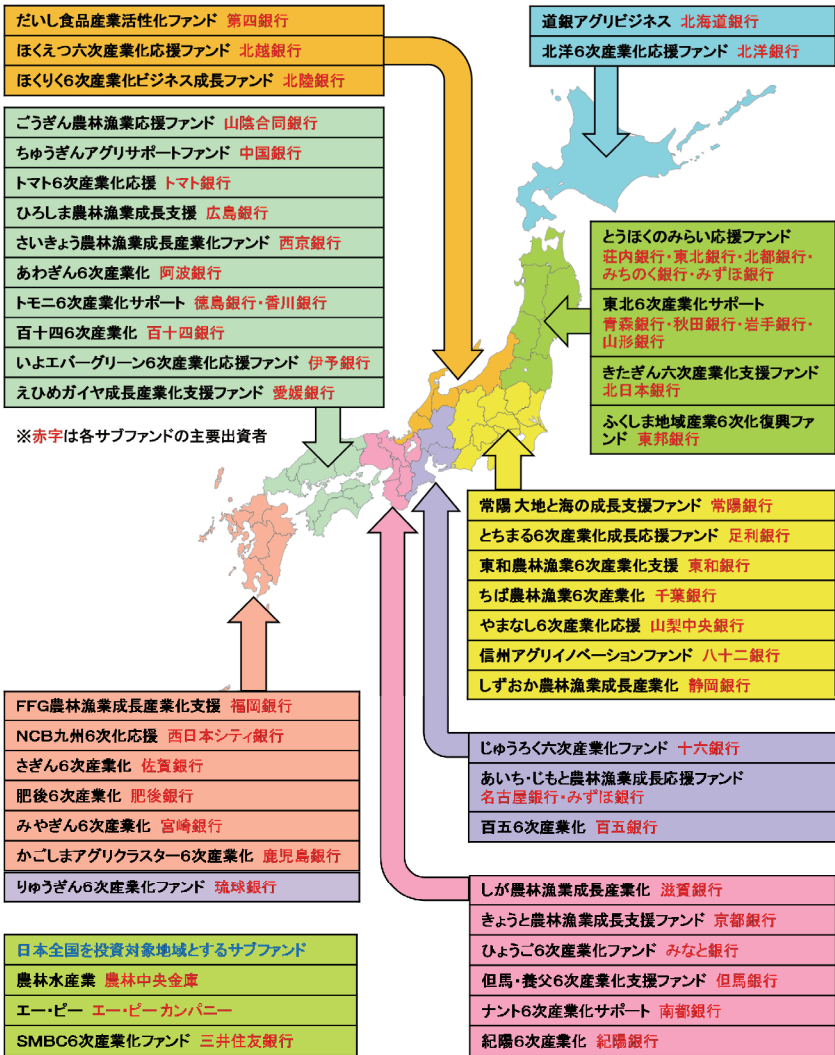
株式会社 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）統括部

電 話： 0 5 0 - 3 7 9 7 - 0 1 5 4

E-mail： info@a-five-j.co.jp

サブファンド一覧

サブファンド設立状況について（平成30年10月1日現在）



サブファンド名称		
主な投資対象地域		運営者(GP)
出資者(LP)	出資額(百万円)	問い合わせ先

【北海道】(北海道農政事務所管内)

道銀アグリビジネス 投資事業有限責任組合		
北海道		北海道ベンチャーキャピタル株式会社
株式会社北海道銀行	1,195	北海道ベンチャーキャピタル株式会社
株式会社みずほ銀行	300	URL: http://www.hokkaido-vc.com
北海道ベンチャーキャピタル株式会社	5	部署: 投資事業部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,500	電話: 011-738-7380
		E-mail: hvc@hokkaido-vc.com

北洋6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合		
北海道全域		公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
株式会社北洋銀行	1,499	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	1	URL: http://www.hsc.or.jp
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,500	部名: 6次化推進室
		電話: 011-232-2001(平日9時~17時)
		E-mail: info@hsc.or.jp

【東北地方】(東北農政局管内: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

きたぎん六次産業化支援ファンド 投資事業有限責任組合		
岩手県を中心とした、北日本銀行の営業エリア内		きたぎんリース・システム株式会社
株式会社北日本銀行	249	株式会社北日本銀行
きたぎんリース・システム株式会社	1	部署: 営業統括部 地域事業支援室
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250	電話: 019-653-1111(平日9時~17時)
		きたぎんリース・システム株式会社
		部署: ファンド事業部
		電話: 019-626-2510(平日9時~17時)

ふくしま地域産業6次化復興ファンド 投資事業有限責任組合		
福島県		福島リカバリ株式会社
株式会社東邦銀行	400	福島リカバリ株式会社
株式会社みずほ銀行	250	部署: 成長産業支援部
福島県	200	電話: 03-6272-4965
株式会社福島銀行	50	
株式会社大東銀行	50	
福島信用金庫	10	
いわき信用組合	10	
相双信用組合	10	
福島リカバリ株式会社	20	
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000	

とうほくのみらい応援ファンド 投資事業有限責任組合	
東北地方を中心とした地域	みずほキャピタル株式会社
株式会社荘内銀行	200
株式会社東北銀行	200
株式会社北都銀行	200
株式会社みちのく銀行	200
株式会社みずほ銀行	180
みずほキャピタル株式会社	20
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000
みずほキャピタル株式会社 部署: 営業支援部 電話: 03-3596-1300 (代表)	

東北6次産業化サポート 投資事業有限責任組合	
全国(東北地方中心)	三菱UFJキャピタル株式会社
株式会社青森銀行	245
株式会社秋田銀行	245
株式会社岩手銀行	245
株式会社山形銀行	245
株式会社三菱UFJ銀行	20
三菱UFJキャピタル株式会社	1
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000
三菱UFJキャピタル株式会社 URL: http://www.mucap.co.jp/ 部署: 投資第一部 電話: 03-5205-8582 (平日9時～17時)	

【関東地方】(関東農政局管内: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

常陽 大地と海の成長支援ファンド 投資事業有限責任組合	
常陽銀行の営業地盤(茨城県、福島県、栃木県、千葉県、埼玉県、宮城県、東京都、大阪府)	株式会社常陽産業研究所
株式会社常陽銀行	499
株式会社常陽産業研究所	1
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500
株式会社常陽産業研究所 URL: http://www.jir-web.co.jp/ 部署: 産業研究部 電話: 029-233-6733 (平日9時～17時)	
株式会社常陽銀行 URL: http://www.joyobank.co.jp/ 部署: 営業推進部 総合金融サービス室 電話: 029-300-2661 (平日9時～17時)	

とちまる6次産業化成長応援ファンド 投資事業有限責任組合	
北関東地方全域(主に栃木県)	みずほキャピタル株式会社
株式会社足利銀行	680
株式会社みずほ銀行	230
足利小山信用金庫	10
栃木信用金庫	10
鹿沼相互信用金庫	10
佐野信用金庫	10
大田原信用金庫	10
烏山信用金庫	10
真岡信用組合	5
那須信用組合	5
みずほキャピタル株式会社	20
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000
みずほキャピタル株式会社 部署: 営業支援部 電話: 03-3596-1300 (平日9時～17時)	

東和農林漁業6次産業化応援 投資事業有限責任組合	
東和銀行の営業エリア内	東和銀リース株式会社
株式会社東和銀行	390 株式会社東和銀行
株式会社みずほ銀行	100 部署:リレーションシップバンキング推進部
東和銀リース株式会社	10 ビジネスソリューションチーム
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 電話:027-230-1674(平日9時~17時)
	東和銀リース株式会社
	部署:本社営業部
	電話:027-224-7481(平日9時~17時)

ちば農林漁業6次産業化 投資事業有限責任組合	
主に千葉県	ちばぎんキャピタル株式会社
株式会社千葉銀行	461 ちばぎんキャピタル株式会社
株式会社京葉銀行	195 URL:http://www.chibagincapital.co.jp
株式会社千葉興業銀行	164 電話:043-248-8822(平日9時~17時)
千葉信用金庫	20 E-mail:equity@chibagincapital.co.jp
館山信用金庫	20
君津信用組合	20
佐原信用金庫	20
銚子商工信用組合	20
銚子信用金庫	20
東京ベイ信用金庫	20
房総信用組合	20
ちばぎんキャピタル株式会社	20
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000

やまなし6次産業化応援 投資事業有限責任組合	
山梨県内を中心とする地域	山梨中銀経営コンサルティング株式会社
株式会社山梨中央銀行	249 山梨中銀経営コンサルティング株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社	1 部署:コンサルティング部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 電話:055-224-1032(平日9時~17時)

信州アグリイノベーションファンド 投資事業有限責任組合	
長野県および近隣地域	八十二キャピタル株式会社
株式会社八十二銀行	290 八十二キャピタル株式会社
長野県信用農業協同組合連合会	200 URL:http://www.hcc82.co.jp/
八十二キャピタル株式会社	10 部署:営業部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 電話:026-227-6887(平日9時~17時)

しずおか農林漁業成長産業化 投資事業有限責任組合	
東海地方全域(特に静岡県)	静岡キャピタル株式会社
株式会社静岡銀行	240 株式会社静岡銀行
静岡キャピタル株式会社	10 部署:法人部法人ソリューション営業グループ
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 電話:054-345-5411(代表)(平日9時~17時)
	静岡キャピタル株式会社
	電話:054-347-2210(平日9時~17時)

【北陸地方】（北陸農政局管内：新潟県、富山県、石川県、福井県）

ほくえつ六次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	
新潟県を中心とした北越銀行の営業エリア内	北越リース株式会社
株式会社北越銀行 249	株式会社北越銀行
北越リース株式会社 1	部署：コンサルティング営業部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	電話：0258-39-7380（平日9時～17時）
	北越リース株式会社
	電話：0258-33-6511（平日9時～17時）
	E-mail: kanri@hokuetsulease.co.jp

だいにし食品産業活性化ファンド 投資事業有限責任組合	
新潟県内（農林漁業者またはパートナー企業のいずれか一方が第四銀行の本支店の営業エリア内にあること）	だいにし経営コンサルティング株式会社
株式会社第四銀行 249	だいにし経営コンサルティング株式会社
だいにし経営コンサルティング株式会社 1	電話：025-226-7605（平日9時～17時）
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	E-mail: daishi-consulting@dgin.jp

ほくりく六次産業化ビジネス成長ファンド 投資事業有限責任組合	
北陸3県（富山県、石川県、福井県）	ほくほくキャピタル株式会社
株式会社北陸銀行 89	ほくほくキャピタル株式会社
株式会社富山銀行 5	部署：営業部
のと共栄信用金庫 5	電話：076-421-5770（平日9時～17時）
ほくほくキャピタル株式会社 1	E-mail: hcc@p2322.nsk.ne.jp
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 100	

【東海地方】（東海農政局管内：愛知県、岐阜県、三重県）

じゅうろく六次産業化ファンド 投資事業有限責任組合	
岐阜県・愛知県を中心とした十六銀行の営業エリア内	十六リース株式会社
株式会社十六銀行 200	株式会社十六銀行
十六リース株式会社 50	部署：法人営業部地域開発グループ
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	電話：058-266-2523（平日9時～17時）
	十六リース株式会社
	部署：キャピタル営業部
	電話：058-264-7716（平日9時～17時）

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド 投資事業有限責任組合	
愛知県を中心とした東海4県(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)	株式会社名古屋リース
株式会社名古屋銀行	100 株式会社 名古屋リース
株式会社みずほ銀行	80 URL: http://www.nagoyalease.co.jp
豊橋信用金庫	50 部署: 営業開発部
瀬戸信用金庫	50 電話: 052-322-7531 (平日9時~17時)
豊川信用金庫	50
豊田信用金庫	50
碧海信用金庫	50
西尾信用金庫	50
蒲郡信用金庫	50
株式会社名古屋リース	10
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	540

百五6次産業化 投資事業有限責任組合	
愛知県、三重県およびその近隣地域	百五リース株式会社
株式会社百五銀行	195 株式会社百五銀行
株式会社みずほ銀行	50 URL: http://www.hyakugo.co.jp/
百五リース株式会社	5 部署: 営業渉外部地域貢献課
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 電話: 059-223-2365 (平日9時~17時)
	百五リース株式会社
	URL: http://www.105lc.co.jp
	電話: 059-228-4455 (平日9時~17時)

【近畿地方】(近畿農政局管内: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

しが農林漁業成長産業化 投資事業有限責任組合	
滋賀県を中心とした近隣府県	しがぎんリース・キャピタル 株式会社
株式会社滋賀銀行	205 しがぎんリース・キャピタル株式会社
滋賀中央信用金庫	10 部署: キャピタル部門
長浜信用金庫	10 電話: 077-521-2070 (平日9時~17時)
湖東信用金庫	10 E-mail: sb-capital@friend.ocn.ne.jp
滋賀県信用組合	5
しがぎんリース・キャピタル株式会社	10
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250

きょうと農林漁業成長支援ファンド 投資事業有限責任組合	
主に京都府内	ティーエスアイ株式会社 京銀リース・キャピタル株式会社
株式会社京都銀行	448 株式会社京都銀行
京都信用金庫	20 URL: http://www.kyotobank.co.jp/
京都中央信用金庫	20 部署: 公務・地域連携部
京都北都信用金庫	10 電話: 075-361-2271 (平日9時~17時)
ティーエスアイ株式会社	1 ティーエスアイ株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社	1 URL: http://www.tsi-japan.com
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 電話: 075-352-2091

ひょうご6次産業化ファンド 投資事業有限責任組合	
主に兵庫県	みなとキャピタル株式会社
株式会社みなと銀行 480	みなとキャピタル株式会社
淡陽信用組合 10	URL: http://www.minatocp.co.jp
みなとキャピタル株式会社 10	部署: 投資業務部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	電話: 078-361-1511 (平日9時～17時)
	株式会社みなと銀行
	URL: http://www.minatobk.co.jp
	部署: 地域戦略部
	電話: 078-333-3235 (平日9時～17時)

但馬・養父6次産業化支援ファンド 投資事業有限責任組合	
但馬銀行の営業エリア内(特に養父市をはじめとする兵庫県但馬地域)	但銀リース株式会社
株式会社但馬銀行 50	株式会社但馬銀行
株式会社みずほ銀行 48	URL: http://www.tajimabank.co.jp/
但銀リース株式会社 2	部署: 法人営業部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 100	電話: 0796-24-2133 (平日9時～17時)
	E-mail: houjin@tajimabank.co.jp
	但銀リース株式会社
	URL: http://www.tanginlease.co.jp/
	部署: 総務部
	電話: 0796-26-3838 (平日9時～17時)
	E-mail: tanginlease@deluxe.ocn.ne.jp

ナント6次産業化サポート 投資事業有限責任組合	
南都銀行の営業エリア(奈良県、大阪府、京都府、和歌山県、三重県)	南都リース株式会社
株式会社南都銀行 249	南都リース株式会社
南都リース株式会社 1	部署: 総務部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	電話: 0742-26-5131 (平日9時～17時)
	E-mail: nantolease@nifty.com

紀陽6次産業化 投資事業有限責任組合	
和歌山県、大阪府および奈良県の紀陽銀行本支店の営業エリア内	紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽銀行 390	株式会社紀陽銀行
株式会社みずほ銀行 100	部署: 地域振興部 ビクシス営業室
紀陽リース・キャピタル株式会社 10	電話: 072-221-1263 (平日9時～17時)
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	紀陽リース・キャピタル株式会社
	部署: キャピタル事業部
	電話: 073-426-7130 (平日9時～17時)

【中国・四国地方】（中国四国農政局管内：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

ごうぎん農林漁業応援ファンド 投資事業有限責任組合	
島根県、鳥取県を中心に山陰合同銀行の営業エリア内	ごうぎんキャピタル株式会社
株式会社山陰合同銀行 370	ごうぎんキャピタル株式会社
株式会社みずほ銀行 100	部署：投資事業部
ごうぎんキャピタル株式会社 30	電話：0852-28-7170（平日9時～17時）
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	株式会社山陰合同銀行
	部署：地域振興部
	電話：0852-55-1000（平日9時～17時）
	E-mail：chishin@gogin.co.jp

ちゅうぎんアグリサポートファンド 投資事業有限責任組合	
中国銀行グループの営業区域	中銀リース株式会社
株式会社中国銀行 249	株式会社中国銀行
中銀リース株式会社 1	URL：http://www.chugin.co.jp
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	部署：金融営業部
	電話：086-234-6540（平日9時～17時）

トマト6次産業化応援 投資事業有限責任組合	
岡山県およびその周辺地域	トマトリース株式会社
株式会社トマト銀行 390	株式会社トマト銀行
株式会社みずほ銀行 100	部署：地域成長戦略応援部
トマトリース株式会社 5	電話：086-800-1820（平日9時～17時）
みずほキャピタル株式会社 5	トマトリース株式会社
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	部署：営業第三部
	電話：086-223-3411（代表）（平日9時～17時）

ひろしま農林漁業成長支援 投資事業有限責任組合	
主に広島県	株式会社広島ベンチャーキャピタル
株式会社広島銀行 290	株式会社広島ベンチャーキャピタル
広島信用金庫 100	URL：http://www.h-vc.co.jp/
株式会社みずほ銀行 100	電話：082-504-3979
株式会社広島ベンチャーキャピタル 10	
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	

投資事業有限責任組合 さいきょう農林漁業成長産業化ファンド	
山口県を中心に、福岡県または広島県内の西京銀行の本支店の営業エリア内にある農林漁業者、パートナー企業または6次産業化事業体を対象とします。	株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ
株式会社西京銀行 490	株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ
株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ 10	URL：http://www.skv.jp/
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 500	電話：0834-33-2661（平日9時～17時）
	E-mail：info@skv.jp

あわぎん6次産業化 投資事業有限責任組合	
徳島県を中心とした阿波銀行の営業エリア内	阿波銀コンサルティング株式会社
株式会社阿波銀行	490 株式会社阿波銀行
阿波銀コンサルティング株式会社	10 部署: 営業推進部 営業支援課
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 電話: 088-656-7959(平日9時~17時)
	阿波銀コンサルティング株式会社
	部署: 総務部
	電話: 088-654-0321(平日9時~17時)

トモニ6次産業化サポート 投資事業有限責任組合	
徳島・香川県を中心に、トモニグループの本支店の営業エリア内にある農林漁業者、パートナー企業または6次産業化事業体を対象とします。	トモニリース株式会社
株式会社徳島銀行	124 株式会社徳島銀行
株式会社香川銀行	124 部署: 法人ビジネスセンター
株式会社徳銀キャピタル	1 電話: 088-656-1125(平日9時~17時)
トモニリース株式会社	1 株式会社香川銀行
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 部署: 営業店統括部
	電話: 087-812-5153(平日9時~17時)
	トモニリース株式会社
	部署: 投資事業部
	電話: 087-861-3613(平日9時~17時)

百十四6次産業化 投資事業有限責任組合	
百十四銀行の営業エリア内	百十四リース株式会社
株式会社百十四銀行	249 株式会社百十四銀行
百十四リース株式会社	1 部署: 営業統括部 地域コンサルティンググループ
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 電話: 087-836-2985(平日9時~17時)
	E-mail: consul@114bank.co.jp
	百十四リース株式会社
	部署: 投融資部
	電話: 087-834-5401(平日9時~17時)
	E-mail: f-capital@114lease.co.jp

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド 投資事業有限責任組合	
四国地方全域	ひめぎんリース株式会社
株式会社愛媛銀行	980 株式会社愛媛銀行
ひめぎんリース株式会社	20 部署: 感性価値創造推進室
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000 電話: 089-933-1111(平日9時~17時)
	ひめぎんリース株式会社
	部署: 総務部
	電話: 089-933-1513(平日9時~17時)

いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	
四国全域(特に愛媛県)、中国及び九州地域	いよぎんキャピタル株式会社
株式会社伊予銀行 970	いよぎんキャピタル株式会社
いよぎんキャピタル株式会社 30	株式会社伊予銀行
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 1,000	URL: http://www.iyobank.co.jp/ 部署: ソリューション営業部 電話: 089-941-1141(平日8:30~17:30)

【九州地方】(九州農政局管内: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

NCB九州6次化応援 投資事業有限責任組合	
主に九州域内	株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
株式会社西日本シティ銀行 995	株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
株式会社NCBリサーチ&コンサルティング 5	部署: 事業コンサル部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 1,000	電話: 092-282-2662 株式会社西日本シティ銀行 部署: 法人ソリューション部 電話: 092-476-2741

FFG農林漁業成長産業化支援 投資事業有限責任組合	
主に九州地域	株式会社福岡キャピタルパートナーズ
株式会社福岡銀行 999	株式会社福岡銀行
株式会社福岡キャピタルパートナーズ 1	部署: パブリックソリューション部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 1,000	電話: 092-723-2892(平日9時~17時) 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 部署: 投資事業部 電話: 092-291-8123(平日9時~17時)

さぎん6次産業化 投資事業有限責任組合第1号	
佐賀県、福岡県、長崎県等北部九州及びその近隣地区	株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング
株式会社佐賀銀行 245	株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング
株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング 5	URL: http://www.sagin-cc.co.jp/ 電話: 0952-29-7658(平日9時~17時)
株式会社農林漁業成長産業化支援機構 250	株式会社佐賀銀行 URL: http://www.sagabank.co.jp/ 部署: 営業推進部法人渉外室 電話: 0952-25-4565(平日9時~17時)

肥後6次産業化 投資事業有限責任組合	
九州地域(主に熊本県)	肥銀キャピタル株式会社
株式会社肥後銀行	490 肥銀キャピタル株式会社
肥銀キャピタル株式会社	10 URL: http://www.higincapital.co.jp/
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 部署: 業務部
	電話: 096-311-5922(平日9時~17時)
	E-mail: hc@higincapital.co.jp
	株式会社肥後銀行
	URL: http://www.higobank.co.jp/
	部署: 事業開発部
	電話: 096-326-8602(平日9時~17時)
	E-mail: eito-food@higobank.co.jp

みやぎん6次産業化 投資事業有限責任組合	
宮崎銀行の営業エリア	宮銀ベンチャーキャピタル株式会社
株式会社宮崎銀行	498 宮銀ベンチャーキャピタル株式会社
宮銀ベンチャーキャピタル株式会社	2 電話: 0985-20-0822
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 株式会社宮崎銀行
	URL: http://www.miyagin.co.jp/
	部署: 営業統括部アグリ・フードビジネス推進グループ
	電話: 0985-32-8329

かごしまアグリクラスター6次産業化 投資事業有限責任組合	
南九州を中心とする地域	鹿児島ディベロップメント株式会社
株式会社鹿児島銀行	499 鹿児島ディベロップメント株式会社
鹿児島ディベロップメント株式会社	1 部署: 投資事業部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500 電話: 099-295-6151(平日9時~17時)
	E-mail: kdevelop.ko@festa.ocn.ne.jp

【沖縄県】(沖縄総合事務局管内)

りゅうぎん6次産業化ファンド 投資事業有限責任組合	
沖縄県内	山田コンサルティンググループ株式会社
株式会社琉球銀行	245 山田コンサルティンググループ株式会社
山田コンサルティンググループ株式会社	5 URL: https://www.yamada-cg.co.jp/
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	250 部署: 経営コンサルティング事業本部
	電話: 03-6212-2511(平日9時~17時30分)
	E-mail: info@yamada-cg.co.jp

【全国】（日本全国を投資対象地域とするサブファンド）

農林水産業 投資事業有限責任組合		
全国		農林水産業協同投資株式会社
農林中央金庫	2,900	農林水産業協同投資株式会社
全国共済農業協同組合連合会	2,100	電話: 03-5219-6030(平日9時~17時)
農林水産業協同投資株式会社	0	
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	5,000	

エー・ピー 投資事業有限責任組合		
全国		株式会社エーピーアセットマネジメント
株式会社エーピーカンパニー	499	株式会社エーピーアセットマネジメント
株式会社エーピーアセットマネジメント	1	部署: 管理部
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	500	電話: 03-6435-8442(平日10時~19時)
		E-mail: asset@apcompany.jp

SMBC6次産業化ファンド 投資事業有限責任組合		
地域を問わず、日本全国を対象とする。		日本戦略投資株式会社
SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合(※1)	999	日本戦略投資株式会社
日本戦略投資株式会社	1	URL: http://jstrategic.co.jp/
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000	電話: 03-3295-3336(平日9時~17時)

※1 出資者: 三井住友銀行、SMBC戦略出資2号投資事業有限責任組合(※2)、運営者: 日本戦略投資株式会社

※2 出資者: 三井住友銀行、運営者: SMBCベンチャーキャピタル株式会社

※3 平成30年7月末をもって新規の投資は終了している。

平成30年10月1日 発行（非売品）

「水産振興」 第610号

編集兼発行人 渥美雅也

発行所 〒104-0055 東京都中央区豊海町5-1

豊海センタービル7階

電話 (03) 3533-8111

FAX (03) 3533-8116

一般財団法人 東京水産振興会

印刷所 株式会社 創基

（本稿記事の無断転載を禁じます）

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成三十年十月一日発行(毎月一回一日発行)六一〇号(第五十二卷十号)